

議案第 9 6 号

公の施設の指定管理者の指定について（ゆとりっく）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ゆとりっくクアハウス

ゆとりっくクラブハウス

2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市湊 7 7 番地

名 称 株式会社アクア淡路

代表取締役 渡邊 一人

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

【ゆとりっくクアハウス・クラブハウス】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	P 1
指定管理者候補者法人概要書	P 2
指定管理を行う施設の事業計画書	P 3
指定管理に係る収支計画書	P 67
指定管理業務にかかる基本協定書（案）	P 68

(要項様式2号)

指定管理者指定申請書

令和4年 10月 24日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 株式会社 アクア淡路

法人住所 兵庫県南あわじ市湊77番地

代表者名 渡邊 一人

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする法人	名 称	株式会社 アクア淡路	
	事務所の所在地	兵庫県南あわじ市湊77番地	
管理を行おうとする公の施設の名称	ゆとりっくクアハウス ゆとりっくクラブハウス		
添付書類	☒ 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類 ☒ 事業計画書 ☒ 指定管理料提示書 ☒ 連帯保証人選任書・承諾書	☒ 申込資格を確認する書類 ☒ 収支計画書 ☐ グループ結成届 ☒ その他（別途添付 1～ 5）	

(事務処理欄)

(別途添付 1) 事業内容のパンフレット（ゆとりっくリーフレット）

(別途添付 2) 年度別事業計画書（令和 5 年度～令和 8 年度）

(別途添付 3) 競技力向上に向けた資料（選手コースワークアウトメニュー）

(別途添付 4) 連帯保証人 泉本 憲人

- ・住民票記載事項証明書
- ・連帯保証人が現在住んでいる建物の登記簿謄本
- ・上記建物が立地する土地の登記簿謄本
- ・市民税・県民税（所得・課税）証明書又は源泉徴収票

..... 原本のみ添付

(別途添付 5) 連帯保証人の主な実績

(要項様式3号)

法人概要書

フリガナ 法人名称	カブシキガイシャアクアアワジ 株式会社 アクア淡路			
フリガナ 代表者名	ワタナベ カズヒト 渡 邊 一 人			
所在地	656-0332 兵庫県南あわじ市湊77番地			
電話番号	[REDACTED]		FAX番号	[REDACTED]
設立年月日	平成20年 4月 1日			
主な事業活動 (沿革等)	1. スポーツ事業&温浴施設の企画・管理・運営 水泳教室 ゆとりっくスイミングスクール運営・管理 温浴施設 ゆとりっく管理・運営 (沿革) 2008年(H20) 4月 株式会社ザッピシー西淡設立 2008年(H20) 4月 南あわじ市 ゆとりっく指定管理者業務契約 2018年(H30) 2月 株式会社アクア淡路に社名変更 2018年(H30) 4月 南あわじ市 ゆとりっく指定管理者業務契約			
法人の特色及び 経営方針	平成20年、南あわじ市の指定管理者制度の導入により、指定管理者指定を受けるために、「ゆとりっく」施設で雇用されていた職員で設立した会社です。 地域貢献を第一に、安心・安全・快適な施設の管理運営を実行します。ショッピングセンターシーパ、市内関連施設と共ににぎわいの街づくりに貢献します。			
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)	34名			
指定管理者 制度担当者	氏名	渡 邊 一 人	担当部署・役職	代表取締役
	電話番号	[REDACTED]	FAX番号	[REDACTED]
	メールアドレス	[REDACTED]	その他	[REDACTED]

※ 法人の組織図については、別途添付すること

◎類似施設の管理運営に関する実績(民間の類似施設を含む)

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
ゆとりっく	兵庫県南あわじ市湊77番地	スイミング教室、温浴施設管理運営	H20年 4月から H25年 3月まで
ゆとりっく	兵庫県南あわじ市湊77番地	スイミング教室、スタジオ運営 温浴施設管理運営	H25年 4月から H30年 3月まで
ゆとりっく	兵庫県南あわじ市湊77番地	スイミング教室、スタジオ運営 温浴施設管理運営	H30年 4月から R 5年 3月まで 現在継続中

事業計画書

I 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

(1) 南あわじ市の構想に沿った施設運営の実施

西淡健康増進センターゆとりっく（以下、本施設）は平成20年より3期15年にわたり株式会社ザッピー西淡（現株式会社アクア淡路：以下、弊社）が指定管理者として管理運営を行って来ました。

今後も他施設にない特徴と強みを活かした管理運営を実施するため、南あわじ市が公表している「第2次南あわじ市総合計画 後期基本計画」（以下、総合計画）の中の構想と「南あわじ市「温浴施設条例」及び「南あわじ市温水プール条例」における設置目的（以下、設置目的）に沿った施設マネジメントを行います。

総合計画の基本構想は「だから住みたい 南あわじ ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」を「前期基本計画：平成29年度～令和3年度」に引き続き「後期基本計画：令和4年度～令和8年度」においても将来像として掲げ、平成29年度を初年度とし、令和8年度までの10年間のまちづくりの計画となっています。

今回の提案（以下、本提案）では、設置目的の「住民のスポーツ推進による健康及び福祉の増進」「明るく住みよいまちづくりに寄与」と後期基本計画内にある「施策の柱」の5つの行動の中から、「◎超高齢化社会の克服」・「◎子育て環境の向上と教育の充実」の2点に焦点を当てた施設運営を行います。

幼児から中高年、LGBTQ+、障がいの有無にかかわらず多様化する利用者ニーズの変化に対応できる機能を持つ本施設は、運動とスポーツ、そして憩いの場としての温浴施設を通して、「健康づくり」と「生きがいづくり」の地域の拠点としての役割を果たします。

本施設のプールとフィットネスジムは、南あわじ市民の運動・スポーツにおける貴重な財産として、温浴施設につきましては、南あわじ市民の方を中心に特に西淡地区住民の憩いの場として末永く親しまれ活用されてきました。

今後も、地域の人々の「声」を聞きながら、工夫し改善していくことで地域の理想とするまちづくり、南あわじ市の「将来像とするまちづくり」に貢献できる事業提案を行います。

(2) 施設の周辺環境

① 健康づくりと生きがいがづくりの拠点

南あわじ市の人口は現在 45,347 人（令和 4 年 8 月末現在）ですが、本施設の商圈と推測するのは半径 10Km 圏内で、その 10km 圏内には約 52,000 人の人々が暮らしています。

本施設は南あわじ市の西に位置し、市の中心とは言い難い立地ではありますが、人々の足を向ける工夫をし、多くの方に親しまれ健康増進に貢献しています。

また、近郊では民間が運営するスイミングスクール、指定管理施設である公共のプールや温浴施設が点在しますが、プール・フィットネスジム・温浴施設が一体となっているのは、本施設のみです。（図-1）

多くの利用者が求めるその三位一体の特色を生かし、地域における健康づくりと生きがいがづくりの拠点としての機能を果たします。



地域のスポーツ施設・温浴施設

● サンプル 南あわじ市八木寺内 1612	● ヒラスイミングスクール 洲本市納 95-2
● さんゆ一館 南あわじ市神代社家 2332	● ゆーぷる 南あわじ市北阿万筒井 1509-1
● サンライズ淡路 南あわじ市広田広田 1466-1	

(3) 南あわじ市が抱える課題と本施設が担う役割

① 超高齢化社会への対応

南あわじ市が抱える最大の課題の一つとして超高齢化社会への対応があります。南あわじ市の令和4年度予算における内訳は、福祉などに支出される民生費が全体の24.9%の構成比となっています。これらの支出を抑えるために「健康100年時代、地域の人々がつながる施設」を目的として掲げ、「フレイル対策」としての身体活動やスポーツの益々の促進が重要になってきます。

② 急激な人口減少への対応

総務省の統計によると、南あわじ市の人口推移は下図のような予測がされています。(図-2)

令和2年の国勢調査に基づく合計特殊出生率で南あわじ市は1.70と兵庫県(1.39)や全国(1.33)と比較して高くなっています。出生率だけではなく、守本市長は後期基本計画の着実な実施により「人が人を呼ぶ」、希望に満ち溢れ、次世代が自信を持って「ふるさと」と言える南あわじ市を創っていききたいと述べられております。

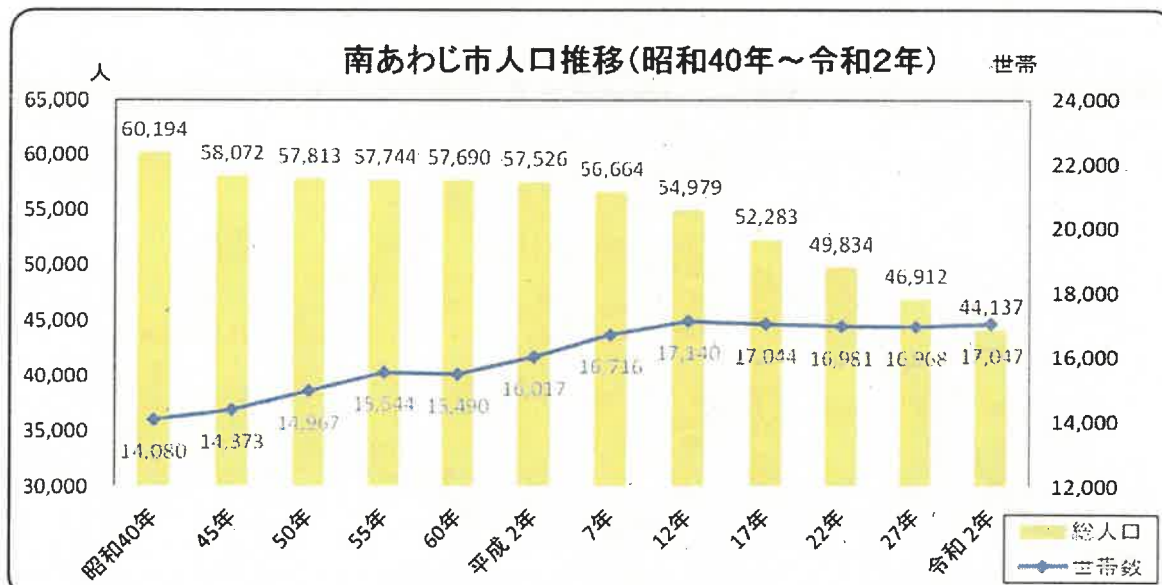


図-2：南あわじ市の人口推移

【データ出所】総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

③ 本施設の担う役割

国内全体で少子高齢化が進む状況から、福祉などに支出される市の負担は一層増加することが考えられます。そのような状況の中、周辺の学校施設・スポーツ施設の老朽化が進み、施設の統合や集約も考えられます。

今後、地域の未来に向けて健康づくりに貢献できる本施設が果たす役割は益々重要になってきます。

私たちはこれまで培ってきた経験と管理運営のノウハウを最大限に活かして、長期的な視野を持ち、安全で安定した運営を行います。

(4) 地域コミュニティとしての環境デザイン

① 健康づくりと生きがいきり施設としての役割

地域住民の健康づくりと生きがいづくり施設として、年代や性別、障がいの有無、運動能力や体力の違いなどに応じた運動・スポーツ指導を行います。

全世代へのプログラムとサービスによって、利用者に喜ばれる施設運営を行う事で、誰でも気軽にスポーツ活動に親しむ機会を提供し、地域住民の健康増進・体力づくりを支援します。

② 施設環境と特徴

本施設の最大の特徴として、淡路島で唯一**プール・フィットネスジム・温浴施設が一体**となっていることがあげられます。

中高年などの低体力者でも効果的に運動ができるプール、**メタボ改善**や**フレイル対策**として効果を期待できるフィットネスジム、心身ともにリラックス効果のある温浴施設が一体となっており、この特色を活かし利用者の機能改善を目指します。

③ 地域の人々が交流できる環境づくり

私たちは、「おもてなしの心」を大切に管理運営にあたっています。

従業員が地域コミュニティの橋渡しとなるよう、運動やスポーツを中心とした施設機能を活用して、環境デザインを積極的に行っていきます。(図-3)



図-3: 地域コミュニティ形成図

(5) 環境デザインの複数の観点から施設参加を促進

① 誰もが気軽に利用できる「健康づくり拠点」機能の充実

あらゆる人々が安心して利用できる環境を整え、子育て支援、子どもの体力向上か

ら障がい者、介護予防にいたるまで、それぞれのライフステージにおける目的・体力に見合ったプログラムを提供します。

「する・知る・見る・支える」の複数の観点から参加を促進

幼児から高齢者、障がい者まで幅広く受け入れ、それぞれの年齢、体力レベルに合わせたサービスを提供します。

そして、より多くの人が生涯スポーツを楽しむ事ができるように「する」「知る」「見る」「支える」と4つの観点をサービス提供の柱として運営管理に取り組みます。

(図-4)

複合的な働きかけにより、個々のライフスタイルに運動、スポーツを浸透させ、地域に根付いた施設として長期的に市民に活用される拠点をつくっていきます。



図-4：サービス提供の柱

I 気軽にスポーツを楽しむ機会を提供～「するスポーツ」の推進～

・多世代参加型のプログラム展開

乳幼児から高齢者まで幅広い対象者とニーズに向けて多世代参加型の「するスポーツ」プログラムを展開します。(図-5)

・運動を継続するための様々な創意工夫

ニーズに合わせた利用ができる利用料金体系の導入やスポーツ用品の販売など、運動に取り組むための環境を整備します。



図-5：多世代参加（イメージ）

ii スポーツと親しむきっかけを提供 ～「知るスポーツ」の推進～

・情報提供による機会の提供

施設内ではスポーツ、施設情報等を提示しスポーツを知る、行うきっかけとし、利用者の情報交流の場を提供します。また利用者だけでなく見学者も積極的に歓迎する雰囲気づくりを演出し、スポーツを「知る」環境の整備を行っています。

iii スポーツを実施しているシーンを提供 ～「見るスポーツ」の推進～

・間近に見て感じる場の提供

スイミングスクールやスタジオレッスンの見学、または無料で体験できる機会を常に提供し、実際に感じ、「見る」事でスポーツ参加へのきっかけを引き出す場を提供します。

(図-6)



図-6：体験レッスン

・気軽に立ち寄れる空間の演出

本施設はショッピングセンター「シーパ」と隣接し、近隣の住宅地からもアクセスがしやすい状況から、その特性を活かした運営を行っています。散歩や買い物のついでに、日頃、運動をしない人も気軽に立ち寄り、様々なスポーツシーンを「見る」ことで施設を身近に感じていただき、運動へのきっかけを作ります。

(図-7)



図-7：気軽に立寄れる施設（イメージ）

iv 指導者の育成・啓発 ～「支えるスポーツ」を推進～

・トライアルウィーク及びインターシップの受入れ

大学生を対象にしたインターシップならびにトライやるウィークとして西淡中学生2名の他、本年は三原中学校からも要請があり4名を受入れて職場体験学習のお手伝いをし、市内学校との連携を積極的に行っています。



公共スポーツ・温浴施設における運営システムや、指導プログラムを理解・体験することで、将来の指導者育成ならびに啓発を行い、南あわじ市定住にもつながる未来を支える次世代の指導者が育つ土壌づくりに貢献しています。

(図-8)



図-8：トライやるウィーク 2022

2) 指定期間内における達成目標

(1) 利用件数

① 会員利用数、一般利用者数の目標値

本施設の令和4年度までの実績と、これまでの一般利用者数及び会員利用者数の増減データを元に、**コロナ禍による影響のあった利用者数**も踏まえ令和8年度までの利用件数の目標値を表に示しました。

(表-1)

表-1: 利用件数 (目標値)

(人)

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
一般利用者	33,500	35,000	38,000	40,000
スイミング会員利用	16,000	17,000	19,000	20,000
スイミング他会員利用	90,500	90,500	90,500	90,500
利用件数	140,000	142,500	147,500	150,500

順調に右肩上がりを推移していた「会員数」「一般利用者数」が令和2年の「**新型コロナウイルス感染拡大**」によって大幅な減少がありました。

しかしながらコロナ禍の2年を経て令和4年度は利用件数は**増加傾向**にあります。

子どもを対象とした**スイミング会員数**は少子化による減少が想定されますが、指導者の指導技術のスキルアップや、他とは違った魅力のある指導プログラムを展開することによって、着実に数字を戻して行きます。

一方、中高年者の健康に対する意識・ニーズは依然高くあります。

大人の方を対象とした**会員数**は、「プール」「フィットネスジム」「お風呂」を併設した他施設にはない環境を有効活用することによって先ずは数字を戻し、これを維持継続していきたいと考えています。

一般利用者数につきましては、**スポーツジムでのコロナ感染**がメディアで報道され、お風呂を含めて利用を控える方が増え、減少傾向にありましたが、これも上記理由により昨年より数字が戻る方向にあります。

3施設ともにコロナ禍での利用者数の減少はありましたが、昨年より**増加傾向**にあります。(表-2)

表-2: 年度別利用件数 (平成29年～令和3年)

(人)

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用件数	151,230	154,931	159,622	133,311	138,832

これまで同様、社会の動きや地域住民のニーズを察知し、数多くの利用促進策を講じ、**賑わいの施設**の達成に努めます。

(2) 経費の削減

経費の中で特に多くの割合を占める「人件費」「水光熱費」「修繕費」の削減を図ります。令和5年度～令和8年度までの「人件費」「水光熱費」「修繕費」の目標額を

表に示しました。(表-3)

表-3：経費の削減（人件費/水光熱費/修繕費 目標額）（千円）

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
人件費	39,000	38,610	38,224	37,842
水光熱費	30,000	29,700	29,400	29,110
修繕費	5,000	4,950	4,900	4,000

① 人件費削減

兵庫県の最低賃金は年々上昇し、現体制となった平成 26 年の 780 円から現在 960 円となっています。弊社のパート従業員の年間勤務時間数は 13,884 時間（令和 3 年実績）で、これを単純計算すると年間約 2,500 千円の増額になります。

こういった厳しい現状のなかでも社員の稼働率をあげたり、研修等で各々のスキルアップを図り、効率的な勤務シフトによって人件費の削減に努め前年比 1%の削減を目標とします。

② 水光熱費削減

令和 3 年 11 月より電力量不足や原油価格の高騰によって電気料金とガス料金の単価が過去最高額となっています。施設の構造や機械の能力などを正確に理解し、更に節電・節水を進めます。

プール施設と温浴施設が水光熱費の大半を占めることから、プール水やお風呂の保温のための工夫、省エネ仕様の電気機器、節水仕様のシャワーヘッドへの交換などを行っています。関西電気保安協会より、本施設は「他施設に比べて節電の意識や取組みが優れている」との評価を毎年得ています。

引き続き水光熱費の削減を実行し、前年比 1%の削減を目標とします。

③ 修繕費削減

本施設は開設から 27 年が経過していることから、経年劣化を考慮し定期点検の頻度や項目を見直し、機械設備の不備の早期発見に努めます。

本施設はプール・フィットネスジム・お風呂と 3 施設を併設するため、管理範囲が広く異常箇所を見落とさないよう、定期点検の他、各ポスト担当者が日常での異常箇所発見の記録を細かく記し、ポスト責任者に伝え、大きな故障になる前に修繕を施して修繕費の削減に努めます。修繕費についても前年比 1%の削減を目標とします。

3) 各施設間の連携に関する事項

(1) 西淡まちづくり㈱との連携

① シーパ創業祭の協力

シーパ創業祭でのイベント企画に積極的に協力します。本施設で人気のあるスタジ

オプログラムをショッピングセンター内で企画開催したり、本施設の無料利用チケットを提供したり、これまで通り西淡まちづくり(株)との協働でシーパ創業祭に貢献します。

② 「火曜とれとれ市」の協力

シーパが開催する「火曜とれとれ市」の抽選の景品として本施設無料利用チケットを年間で10枚綴り15セット(95,000円相当)を提供しています。

③ 維持管理費の支払い

現在、設立当初の取り決めの通り、浄化槽使用料として86,805円/月、汚泥処理費として24,613円/隔月の支払いを行っています。

浄化槽の故障等による修繕の際は、まずは西淡まちづくり(株)と十分な話し合いを持ち市と連絡を取りながら対応します。

④ 今後の連携について

維持管理を含めた管理運営について、シーパと本施設がお互い協力して地域の人々に愛されるにぎわい施設の拠点となれるよう、さらに深く関わっていきます。そのために、まず西淡まちづくり(株)と定例ミーティングの開催を提案します。(表-4)

表-4：定例ミーティング（案）

	内 容
i	集客するためのプロモーション計画
ii	イベントの企画
iii	適切な人員配置計画
iv	維持管理
v	管理運営のための情報の共有
vi	他

(2) うずしお温泉組合との連携

約28t/週であったうずしお温泉の供給が現在、約12t/週の供給に減り、利用者から多くの要望や厳しい意見をいただいておりますが、温泉資源の供給制限を説明しご理解いただいております。うずしお温泉組合とは引き続き良好な関係を保ち、顧客満足度の低下につながらない温泉供給の管理体制に努めます。

(3) 地域幼稚園、中学校との連携

① 近隣幼稚園（こども園）への水泳指導

近隣幼稚園との連携で水泳指導を行っています。幼少期より水に触れあう楽しさを学ぶことで身体機能の向上と生涯スポーツのきっかけをつくります。(図-9)

本年は4園が来館し子どもたちだけではなく、保育士の方々へカリキュラムの意図や、子どもたちへの補助の仕方、水を怖がっている子どもへの対処の仕方等もレクチャーし、普段の園でのプール指導の取組みに活かしていただいています。(表-5)



図-9：幼稚園指導

表-5：幼稚園、こども園 水泳指導

園名	実施日	参加人数	指導内容
伊加利こども園	2022年6月28日	6名	水慣れ～背面キック
津井幼稚園	2022年6月28日	6名	水慣れ～背面キック
湊幼稚園	2022年6月30日	15名	水慣れ～背面キック
湊幼稚園	2022年7月1日	8名	水慣れ～背面キック

② 学校水泳への協力

現在、本市教育委員会と本施設での「中学校部活動の受け入れ」「小学校の水泳授業の受け入れ」の実現に向けて意見交換会を重ねています。

弊社は地域との連携を目的に学校水泳の本施設での開催に積極的に協力します。

(表-6)

表-6：学校水泳指導についての提案

	内 容
i	必要な人員数（有資格者）の確保、配置
ii	ニーズの把握
iii	授業の習熟度向上の取組
iv	多様な学校カリキュラムに対応
v	着衣泳の実施

i 指導人数に応じて必要な人員数（有資格者）を確保配置します。

ii 各学校と授業の進行方法や練習内容の調整連絡をします。

iii 学校と授業の問題点や課題について話し合いを持ちます。

iv 学校指導要領を基に弊社が培ったノウハウを活かした水泳指導を実施します。

v 水の事故から自己保全の知識と技術を身に着けるための着衣泳を実施します。

4) 上記以外で特別に記載する事項

(1) 株式会社 アクアティックとのコンサルタント契約

株式会社アクアティック（以下、アクアティック）は、関西圏を中心に全国でスポーツ施設の管理運営およびコンサルティングを行なっている企業です。（図-10）（表-7）

豊富な経験と運営実績を備え、多岐にわたる運営ノウハウと計画的な研修システムによって育まれた、優れた人材による施設運営は関係自治体から高い評価を得ています。

弊社代表は平成 25 年までアクアティックの社員として、運営事業所に於いて施設マネジメントに携わってきました。

平成 26 年に本施設の代表責任者の職に就いた後も、アクアティックから助言を享け施設の管理運営に活かしてきました。

本提案の**連帯保証人**となる企業です。

株式会社アクアティック 運営施設 表-7

運営形態	運 営 施 設
公共施設	神河町民温水プール グリーンオアシス（兵庫県神河町）
公共施設	相生市立温水プール コスモス（兵庫県相生市）
公共施設	備前市総合運動公園温水プール（岡山県備前市）
公共施設	クリンピア前島（大阪府高槻市）
公共施設	たつの市新宮温水プール（兵庫県たつの市）
公共施設	尼崎スポーツの森 スポレスト（兵庫県尼崎市）
公共施設	いなみアクアプラザ（兵庫県稲美町）
公共施設	幸田町民プール（愛知県幸田町）
PFI事業	まほろば健康パーク スイムピア奈良ファミリープール（奈良県大和郡山）
PFI事業	野洲市健康スポーツセンター（滋賀県野洲市）
PFI事業	武豊町屋内温水プール（愛知県武豊町）
直営施設	AQ FitnessClub（兵庫県尼崎市）



図-10：アクアティックHPより

II サービスの向上

（1）指定期間における事業の実施計画の概要（年度別事業計画書は別紙にて）

1) スイミングスクール

① スイミングスクール実施時の取組み

- ・水泳教室では、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者を対象とし、安全に配慮した上で水泳技術の向上に加えて体力向上、健康増進、水難事故予防などに取り組めます。
- ・安全かつ安定した指導力を確保するため、**スポーツ指導員**を配置します。
- ・水泳教室開催時においても他の利用者がいつでも安心して利用できる環境として、常に25mプールを3コース以上開放し、「**施設の使いやすさ**」に取り組めます。
- ・年間を通してスイミング教室を開催し、年間教室開催は44週となります。(表-8)
- ・週に5日(月・火・木・金・土)開講します。
- ・1年を4期(3か月1クール)に分けて練習します。
- ・指導者は**安全最優先のポスト数**にて対応します。

② 幼児・ジュニアスイミング教室

年齢や体力に応じて段階的に指導を行い、**資格を有したスタッフ**による技術指導により確実に基本を習得します。集団指導で社会性を養い、水泳を通して積極的に取り組む力を育てます。(図-11)



図-11：幼児水泳

③ 成人スイミング教室

成人の利用者の方が生活のリズムへ取り入れやすい環境とするため、朝昼と夜の時間帯を中心に初心者からマスタースレベルまでが参加できる多彩なプログラムを提供しています。

誰もが参加しやすいように、泳力別に班分けを行い、丁寧な指導を実施します。(図-12)



図-12：成人スイミング

④ 障がい者スイミング教室

淡路島内のスイミングスクールで**障がい者(児)クラス**を設置している施設は、本施設以外にはなく、心や身体にハンディキャップを持つ障がい児・障がい者の方が、南あわじ市内だけではなく、市外の洲本市、洲本市五色町から教室に通っています。他の施設では受け入れの教室がなく、保護者の方やご家族の方から**感謝の言葉**をいただいています。

⑤ 子どもたちを水難事故から守る

水難事故に対する意識の啓発と自己保全の技術向上を図ります。地域の子どもの水難事故を未然に防ぐことを目的とし、単発的ではなく水泳教室のプログラム内に**着衣水泳**を導入します。

これにより自己保全の知識と技術を身につけ、地域の子どもの水難事故ゼロに貢献します。

(図-13)



図-13：着衣泳

⑥ 体験教室

入会する前に教室の雰囲気を見てみたい、コーチの対応なども見てみたいという子どもや保護者のために通常の教室への体験参加を「**おためし体験**」として常に受付けています。

また、年に4回、教室の実施がない日曜日にも体験会を行い、家族でその様子をご覧いただけます。(図-14)



図-14：体験教室

表-8：スイミング教室 スケジュール表

ゆとりっく 時間割

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
月						水中歩行 2:00-3:00		ジュニア 3:45-4:45	ジュニア 4:45-5:45	育成・選手 5:50-7:20	一般 7:20-8:20		
火						女性 2:00-3:00		ジュニア 3:40-4:40	ジュニア 4:40-5:40	ジュニア 5:40-6:40	育成・選手 6:40-8:10		
水													
木								ジュニア 3:45-4:45	ジュニア 4:45-5:45	育成・選手 5:50-7:20	一般 7:20-8:20		
金			女性 11:00-12:00					ジュニア 3:40-4:40	ジュニア 4:40-5:40	ジュニア 5:40-6:40	育成・選手 6:40-8:10		
土			育成 11:00-12:00			ジュニア 1:30-2:30	ジュニア 2:30-3:30	ジュニア 3:30-4:30	ジュニア 4:30-5:30	育成・選手 5:30-7:00	育成 7:20-8:20		

2) フィットネスジム

① トレーニング指導

- ・トレーニングマシンの特性を熟知した指導者を配置し、利用者が安心して利用できる環境を整えています。(図-15)
- ・多様なニーズに対応できる従業員を配置しています。
- ・マシンのメンテナンスを常時行うことで安全な環境を実現しています。



図-15：トレーニング指導

- ・コロナ感染予防対策として「室内の換気」

「マスクの着用」「アルコール消毒」を利用者をお願いして実施しています。

その他、新型コロナウイルスの感染を予防する「ひょうごスタイル」を推進しています。

② 継続の機会を提供

- ・利用者に対して**体組成測定**を積極的に呼びかけています。簡単な測定で身体の部位別に筋肉量や体脂肪量が測定できるので、目的に合わせたトレーニングメニューを提供できます。

③ トレーニングマシンのメンテナンス

i 利用者ニーズに対応できるマシン

利用者の皆さんに安心、安全にトレーニングを実施していただくため、トレーニングマシンの選定においても細心の注意を払っています。

本施設に導入しているマシンは空気圧を抵抗にしたトレーニングマシンで、高い安全性を持ち、力の弱い女性や高齢者の方からトップアスリートのトレーニングやリハビリテーションまで、幅広い層のトレーニングに対応でき、ニーズに合ったさまざまなプログラムを提供できます。

ii マシンのメンテナンス

ランニングマシンやエアロバイクなどの有酸素マシンは、健康ブームやダイエットブームにより女性や中高年に人気があり、朝昼は主婦層や中高年、夕方からは若い人たちと1日を通して多くの稼働があります。(図-16) そのため消耗も激しく、利用者が快適に安心して安全に使用できるメンテナンスを継続していきます。



図-16：有酸素マシン

④ スタジオプログラム

i 多様なニーズに対応したプログラム

- ・スタジオではダンス系プログラムから高齢者の方でも参加しやすいストレッチ系プログラム、幅広い年齢層から人気のヨガ・ZUMBA など多様なプログラムを用意します。(表-9)
- ・時間帯・曜日による利用者の年齢や性別の傾向を実施プログラムの選定に役立てます。(図-17)
- ・利用者のニーズに応じて3か月に1回プログラム更新変更を行い、利用者増加を図ります。(表-10)



図-17 スタジオプログラム

表-9：スタジオプログラム実施内容一覧表

スタジオプログラム内容

● :初めての方にお勧めのプログラムです! new :新しいプログラムです! all :どなたでも参加いただけます。

プログラム	時間	定員	内容
期替わり	45	15	1期(3か月)に1度プログラムが替わります!! お楽しみに(o^ー^o)コ
かんたんステップ	50	15	ステップ台を使用してやさしく!!楽しく!!でもでも、しっかり汗を流せるクラスです。
健康×美 挑戦!!			
ボクシングex.	60	15	ボクシングの動作で殴って蹴って暴れまわってストレス発散!! 音楽に合わせて楽しく動いていっぱい脂肪燃やしましょう。
ボディ コンディショニング	30	15	気持ちよく身体を動かしながら、身体のゆがみを改善します。たっぷりリラックスできるクラスです!!
LAキレイヨガ	60	15	筋肉や関節を動かして、全身に心地よい刺激を与えカラダを整えるLAスタイルのヨガ
Zumba	60	15	Zumbaはどんちゃん騒ぎ。ラテン音楽を中心に世界の音楽を取り入れたダンスフィットネスです。とにかく楽しい!!パーティ気分です!!
ヨガ	60	15	ゆったりとした呼吸や瞑想を組み合わせて、集中力が高まり穏やかに過ごすことができます。基礎代謝をupすることで痩せやすいカラダ作り、老廃物を排出することで若返り効果も期待できます。
ナチュラルヨガ	60	15	簡単な呼吸法と身体の動きを合わせてヨガのポーズを行います。心身を整えるレッスンです。
姿勢 コーディネート	60	15	「正しい姿勢」をたもつにはカラダの各部分を上手にコーディネート(調整)することが大切です。上手なカラダの使い方を身につけましょう

プールプログラム内容

プログラム	時間	定員	内容
アクア ウォーキング	60	30	水の抵抗を受けながら正しい姿勢で色々な歩き方に挑戦しながら運動して行きます。
aqua zumba	50	30	ゆっくりとした動きでウォーキングや筋コンディショニング・ストレッチを行い、水を楽しみながら健康増進を目指します。

表-10：スタジオプログラムスケジュール表

スタジオ&プールプログラム

2022 7~9月 なつ!!

曜日	月	火	水	木	金	土	日	曜日
場所	スタジオ	プール	スタジオ	プール	スタジオ	プール	スタジオ	プール
10:00								10:00
10:15								10:15
10:30								10:30
10:45								10:45
11:00								11:00
11:15	11:00~12:00 ヨガ 高田		11:00~12:00 LAキレイヨガ ★Madoka	11:00~12:00 美脚コーディネート 原田	11:00~12:00 ヨガ 井内	11:00~12:00 zumba 島田		11:15
11:30								11:30
11:45								11:45
12:00								12:00
12:15								12:15
12:30								12:30
12:45								12:45
13:00								13:00
13:15	13:00~14:00 アクア ウォーキング 飯塚							13:15
13:30								13:30
13:45								13:45
14:00								14:00
14:15								14:15
14:30	14:00~15:15 zumba 松本			14:00~15:00 ヨガ 高田				14:30
14:45								14:45
15:00								15:00
15:15								15:15
15:30	15:25~15:55 ボクシング 松本							15:30
15:45								15:45
16:00								16:00
16:15								16:15
16:30								16:30
16:45								16:45
17:00								17:00
17:15								17:15
17:30								17:30
17:45								17:45
18:00								18:00
18:15								18:15
18:30								18:30
18:45								18:45
19:00								19:00
19:15								19:15
19:30								19:30
19:45	19:30~20:30 ボクシング 松本			19:30~19:45 新橋り 松本				19:45
20:00								20:00
20:15								20:15
20:30								20:30
20:45								20:45
21:00								21:00
21:15								21:15

3) サンセット☆ヨガ

本年5月22日(日)、9月25日(日)本市「慶野松原芝生広場」において恒例イベントとして当施設専属インストラクターである「Madoka(齋藤 円)」インストラクターによる「サンセット☆ヨガ」を開催いたしました。(図-18)

慶野松原芝生広場に於いて播磨灘に沈む夕日をバックに約50名のゆとりっく利用者が参加いたしました。

プロフィットネスモデルである齋藤さんは世界でも活躍した経歴を持ち、本市「兵庫県淡路三原高校」の卒業生でもあり、本年6月29日には母校において講演も行っています。



図-18：サンセット☆ヨガ

4) お風呂

温浴施設の運営

- ・地域住民を中心とした南あわじ市民から、島外からの観光客まで幅広い利用者を対象に温浴施設の運営に取り組みます。
- ・長年、西淡地区住民の皆さまの**難い**場として親しまれ活用されてきました。今後も利用者の皆さまの声を聞きながら、地域に貢献できる施設づくりを行います。(図-19)
- ・島内外の利用者から高い評価をいただいている南あわじ市の貴重な**観光資源**「うずしお温泉」は現在供給制限がありますが、これを計画的に管理供給します。
- ・毎週水曜日を休館日とし、兵庫県公衆浴場条例に基づいた週1回の換水及びメンテナンスを行います。但し、祝日にあたる水曜日、学校の春・夏・冬休みの水曜日は営業し、換水は火曜日営業終了後から深夜にかけて行います。
- ・**年末年始は無休**にて営業いたします。年間営業日数は326日となります。(表-11)
- ・修繕計画に沿った修繕による休館については、年間営業カレンダーにて利用者にお知らせします。突発的なトラブル(台風除く)による臨時休館については**メール連絡網**及び電話連絡でお知らせし、水曜休館日に振替営業を実施します。



図-19：お風呂

ゆとりっく 2022年度 お風呂 営業カレンダー

4月・5月・6月						
日	月	火	水	木	金	土
2022						1 2
4	3	4	5	6	7	8
月	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30		
●4(水)・・・西淡地区 南の白飯換水し直す						
7月・8月・9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
●8月は休館日Qとして営業 ●20(水)・・・西淡地区 南の白飯換水し直す						
10月・11月・12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
●23(水)・・・祝日営業 ●25(金)・・・西淡地区 南の白飯換水し直す						
1月・2月・3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
●22(水)・・・西淡地区 南の白飯換水し直す						

営業日 休館日 引越日 祝日 営業時間 10:00～22:30 最終受付 22:00
 (通合・休業日について) 通合は、初月15日迄に受付で手続きをお願いします。(電話受付は行なっていません。)
 (月会費引落しについて) 会費引落しの引落しは毎月1日です。(1日が土・日曜、祝日の時は翌日、翌々日になります。)
 ※修繕・補修工事の為、臨時休館することがございます。予めご了承ください。

南あわじ市漢77 TEL 0799 (36) 5789
 休館日や営業日を変更する場合があります。予めご了承ください。

表-11：お風呂営業カレンダー

(2) サービス向上の具体的な取組み

1) 適正な料金体系(誰もが気軽に利用できる料金設定)

料金はわかりやすく**低廉な料金体系**で利用できる施設を実現します。(表-12)

① 一般利用料金

1 回利用の利用者には券売機による発券にて入場管理を行います。「いつでも誰でも、気軽に」利用でき、近隣公共施設を参考に、利用者のニーズに合った低価格を基本とした料金体系を継続します。(表-13)

利用促進を目的として 10%お得なプール、フィットネス・お風呂**回数券**、さらに、10 個貯まれば 1 回無料利用できる**ポイントカード**等を実施し、喜ばれています。(図-20)

利用者の負担軽減と利用促進を目的とした料金制度

表-12：利用しやすい料金制度

i	子どもは大人の半額（お風呂） 子どもは大人の 60%（プール）	iv	障がい者の介助者は利用料金の半額
ii	65 歳以上の方は大人料金の 100 円～ 110 円引	v	3 歳以下は無料
iii	障がい者は利用料金の半額	vi	回数券、ポイントカードの発行

一般利用料金体系

表-13：一般利用料金表

区分	対象	1 回料金
プール	大人（16 歳以上）	500 円
	小人（中学生以下）	300 円
	高齢者（65 歳以上）	400 円
	障がい者	半額
	幼児（3 歳以下）	0 円
フィットネス	大人（16 歳以上）	600 円
	高齢者（65 歳以上）	500 円
	障がい者	半額
お風呂	大人（中学生以上）	630 円
	小人（小学生以下）	310 円
	高齢者（65 歳以上）	520 円
	障がい者	半額(310 円)
	幼児（3 歳以下）	0 円



図-20：ポイントカード（上）

回数券（下）

※障がい者及び、障がい者介助者の半額割引を設定しているのは本市施のみです。

② 会員料金

目的にあった豊富な**会員種別**とわかりやすい料金体系を用意しています。(表-14)

会員種	料金	内容
風呂会員	5,200 円	お風呂の利用可能
スイミング会員	4,800 円	週1回のスイミング教室受講可能
レギュラー会員	8,000 円	プール、ジム、風呂の3施設利用可能 スタジオプログラムの参加自由
レギュラー&スイム会員	9,000 円	レギュラー会員の内容+スイミング教室 受講可能
プール&風呂会員	6,700 円	プールとお風呂の利用可能
ジム&風呂会員	6,700 円	ジムとお風呂の利用可能
キッズ会員	3,100 円	プールとお風呂の利用可能

表-14：会員料金表

2) 休館日および開館時間

休館日と開館時間は現行のままとし、メンテナンスや点検を休館日に実施する事で、安心・安全な施設環境の維持を図ります。年間2日間の大掃除日を設け、毎日の清掃では手の届きにくい箇所の清掃を行います。これにより**利用者の安全確保・快適性の向上**に努めます。(表-15)

休館日および開館時間

表-15：開館時間

開館時間	プール、フィットネスジム		10 時～21 時 30 分
	お風呂		10 時～22 時 30 分
休館日	定休日		毎週水曜日
	年末年始	プール、フィットネスジム	6 日間 (29～3 日)
		お風呂	無休
年間開館日数	プール、フィットネスジム		320 日
	お風呂		326 日

3) 目的に沿ったサービスの工夫

① 全ての施設利用者へのサービス向上策

i 快適な対応

受付は「施設の顔」の自覚を持ち、おもてなしの心で各種の手続きや施設の利用方法等を丁寧にわかりやすく説明します。「言葉使いは丁寧に、行動はきびきびとスピーディーに」を心がけています。

ii コミュニケーションアイテムとしての名札の役割

周辺地域の方に継続して利用していただくことを目的の一つとしているため、従業員のコミュニケーション能力は重要なスキルとなります。

従業員は必ず名札をし、利用者に名前を覚えてもらうところからサービスの提供が始まります。

日頃から、施設の一員として名札を付けているということを自覚し、業務にあたっています。(図-21)



図-21：名札

iii 従業員による館内巡回

施設内の空調や照明、館内 POP や掲示物の汚れやはがれの確認など、快適な環境が保たれているか、また、お風呂の脱衣場・洗い場・サウナ内の清掃や監視、自販機の故障や商品の補充の有無のチェックを行います。他にも、忘れ物や落とし物の回収など、細かく全てを記録に残し対応します。週に一度南あわじ市警察署へ拾得物の届け出を行っています。

iv ショップの充実

プールを中心としてトレーニングやランニングにまで対応できるショップを充実させます。偏ったラインナップにならずに、幅広い利用層に対応できるような商品のラインナップに努めています。

v コミュニケーションツールの活用

本施設では、従業員と利用者とのコミュニケーションツールとして、お正月やバレンタインなどの季節ごとのイベント、毎月 26 日には「お風呂の日」としてプチプレゼントを行っています。

プレゼントをきっかけとしたコミュニケーションが図れ、施設の継続利用につながります。

(図-22)



図-22：プチプレゼントの実施

② プール利用者へのサービス向上策

i プール内の防寒対策

プール内にガラス面が多い本施設の特徴から、冬場は特に室内の温度が低下してしまいます。そこで、ガラス面に放熱防止シートを貼り、プール内の室温低下を防ぎ、快適な環境を維持しています。(図-23)

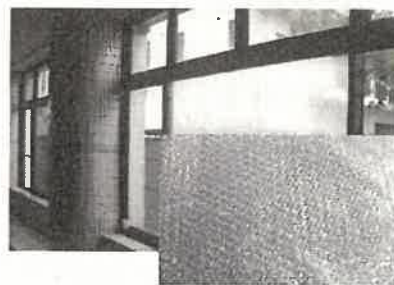


図-23：放熱防止シート

ii 転倒防止対策

プールサイドは滑りやすく、どこのプールでも転倒防止が課題の一つとなっており、「プールサイドは走らない」等のPOPをよく見かけます。

最近では、プール利用者に中高年者が増え、転倒やつまずきによるケガや事故のリスクがあります。

本施設では、転倒防止策としてプールサイド一面に水際用の人工芝を敷き、「安心して歩ける」と好評を得ています。(図-24)



図-24：人工芝

③ フィットネスジム利用者へのサービス向上策

i トレーニングマシン講習会

中高年や女性の利用頻度が高くなったジムでトレーニングマシン講習会を開催します。

トレーニングマシンの正しい使用方法、フォームを身につけることにより、より効果的なジムワークのお手伝いをします。(図-25)



図-25 トレーニングマシン

ii スタジオ休館日レッスンの実施

従来、水曜日は休館日ですが、祝日や春・夏・冬休みにあたる水曜日は営業しております。そこで利用者へのサービスのひとつとして祝日、水曜営業日限定のスタジオレッスンを開催します。

通常、午前に実施しているレッスンを午後を開催したり、午後のレッスンを午前に開催したり、利用者のニーズに応じて、通常とは一味違うプログラムを受講できるようにします。(図-26)



図-26 スタジオプログラム

iii 全体の実施

施設に来てスポーツや運動をするだけではなく、スポーツ前後のストレッチ効果や腰痛・肩こり予防として、整体を実施しています。

会員の方だけを対象とするのではなく、一般利用者も施術を受けられるシステムにすることにより、本施設を利用する全ての方が整体を受けられます。もちろん、スポーツをせずにお風呂だけを利用する方でも受けられ、多くの皆さまに好評をいただいています。

施術の際はコロナ感染予防対策としてマスクの着用を義務付け感染予防を施しています。(図-27)



図-27：整体

iv 入会体験レッスンの実施

入会してみたいけど、初めてのフィットネスジムやスタジオプログラム受講が不安な方、自分に向いているかどうかをしっかりと見極めたい方など、利用者の方に安心して通っていただくために**入会体験レッスン**を実施しています。

④ 教室利用者へのサービス向上策

i 多彩なイベントの開催

スイミング教室に通う子どもたちを対象として1年を通した様々なイベントを開催しています。

(表-16)

毎年夏休みに開催している「**サマーキャンプ**」では、異なる年齢との交流ができるほか、イベント参加により、子どもたちは自主性・協調性・社会性を伸ばし、集団生活の過ごし方を学びます。(図-28)



図-28：サマーキャンプ 2022

教室対象イベント

表-16：教室対象イベント

開催月	イベント名	対象
5月	春季スクール参観	全クラス対象
7月	サマーキャンプ	2年生以上
8月	選手コース合宿	選手コース
11月	秋季スクール参観	全クラス対象

ii 利便性を考慮したクラス設定

多くのスイミングクラブでは、幼児クラスとジュニア（小学生～中学生）クラスの開催時間が分かれていることが多く、兄弟姉妹がいる場合、保護者は2時間の拘束時間が発生します。本施設が運営する教室では幼児、ジュニアの混合クラスの時間を設け、保護者の方の負担軽減を図っています。

iii 各教室入会体験の実施

スイミングスクールの雰囲気や、コーチの対応など、教室に対する不安を解消して、安心して入会していただけるように、随時、各本科教室への「おためし参加体験」を受付けています。

また、年に4回、教室を開催していない日曜日も体験会を行い、家族でレッスンをご覧いただけます。（図-29）



図-29：体験教室

⑤ お風呂利用者へのサービス向上策

i 風呂の日イベントの開催

毎月26日には「風呂の日」として会員の方にはささやかなプレゼントを、また、一般利用の方には利用料金を通常の半額にて入浴していただいております。（図-30）



図-30：風呂イメージ

ii 四季の湯

本施設お風呂には薬湯があり、季節ごとに四季折々のお湯を提供し喜んでいただいております。（表-17）

季節ごとの四季の湯

表-17：四季の湯（例）

4月	桜爛漫	5月	菖蒲の湯	6月	ハワイアンブルー
7月	ミントすっきり	8月	笹の葉風流風呂	9月	フルーツ酵素
10月	りんどうの香-	11月	ローズの香り	12月	Xmasの湯
1月	松飾り	2月	ブルメリアの香り	3月	タンポポふわふわ

iii メンテナンスの徹底

お風呂はプールやフィットネスジムに比べて、機械の故障やトラブルが多く、故障の内容によっては、臨時休館しなければならない場合もあります。そうなれば多くの利用者にご迷惑をかけることになるので、必ず週1回の休館日を設け、機械のチェックをし、また別にメンテナンス日も設け地元業者に機械メンテナンスを依頼しております。

III 利用者の施設利用に関する事項

(1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み

1) 生活弱者への配慮

① 安心、快適な利用環境の確保

誰もが安全で快適に施設を利用していただくために、「施設に通いやすい環境」と「施設に来てからの環境」の両面から施設マネジメントを行います。

さらに、身体機能が低下している人や社会的弱者を含め、利用者が施設を利用する上での利便性の向上に努め、生活弱者の視点に立った施設づくりを進めます。

(図-31)

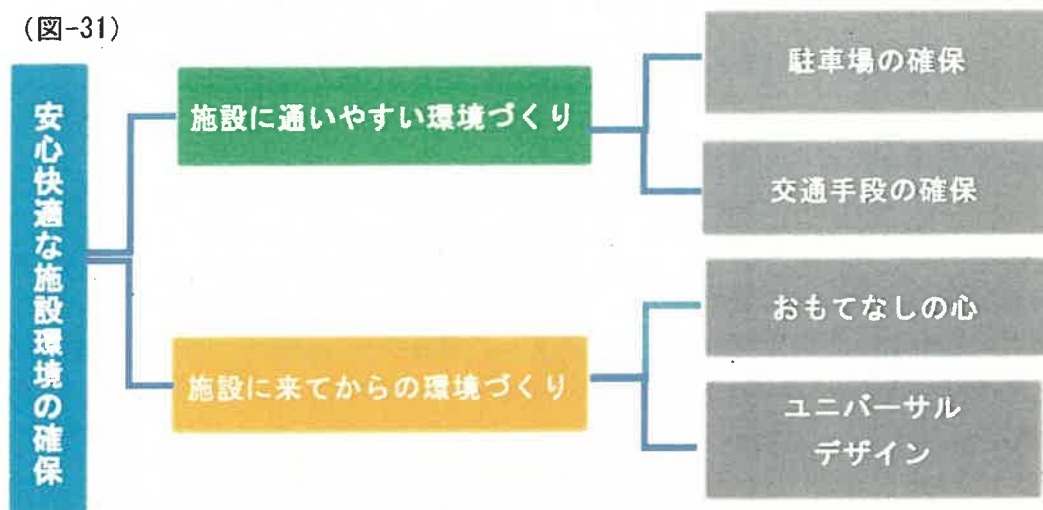


図-31：施設マネジメントイメージ

② 「らん・らんバス」の活用

本施設の利用者は車で来館が大半を占めており、隣接するショッピングセンターシーパとの駐車場の共用から、週末を中心に繁忙期やイベント開催時は駐車が困難で、利用者の多くの方が駐車場不足を感じています。

そこで、混雑の緩和と施設への交通手段の確保を目的として市内を巡回する、市コミュニティバス「らん・らんバス」の活用を勧めています。これにより、今まで施設への移動手段がなかった方の利用が可能になり、利便性が格段に向上しました。

西淡まちくり(株)と協議し、「らん・らんバス」を利用しやすいように時刻表や巡回コース案内等の情報提供に努めます。(図-32)



図-32：らん・らんバス（西循環線 せい太くん）

2) 施設に来てからの環境づくり

① あらゆる垣根をなくす施設運営

様々な側面から、誰もが安全で使いやすい施設を目指します。

中でも、平等に、そして公平にあらゆる利用者が、快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザインの原則（以下7つ）を目標とした管理運営を行います。

（表-18）

表-18：ユニバーサルデザイン

i	誰でも公平に利用できる（公平性）	v	事故の心配がない（安全性）
ii	使いやすさを選んで使える（自由度）	vi	少ない力で楽に使用できる （体への負担の少なさ）
iii	使い方が簡単にわかる（単純性）	vii	十分な大きさ・広さがある （スペースの確保）
iv	欲しい情報がすぐに理解できる （分かりやすさ）		

② おもてなしの心を込めた情報発信

利用者が安心して施設を利用できる工夫をし、情報サインはわかりやすく表示します。

（表-19）

表-19：情報提供の方法

i	目の不自由な方（全盲）	触知情報や館内放送を併用
ii	高齢者（弱視）	大きなサイン表示
iii	高齢者（色弱・視野狭窄）	サイン表示の色彩の配慮 表示場所の工夫
iv	車いす使用者	サイン周辺の空間確保
v	耳の不自由な方	耳の不自由な方へ「筆談します」の表記 施設案内及び館内案内パンフレットの掲示
vi	子ども	理解しやすい表現や表示位置の工夫
viii	子育て層	子育て情報の発信

③ 障がい者にも優しい施設

私たちが運営する施設では、安心・安全を第一にいつでも誰もが気軽にスポーツや運動、温浴できるバリアフリー化を目指し、おもてなしの心を大切にした施設運営を行っています。（表-20）

歩行困難な方のために施設入口に近い場所に「障がい者用駐車場」を設置し、障がい者の方のみが使用できるよう「障がい者用駐車場利用許可証」(図-33)を発行しています。

表-20：さまざまな利用者に対応した施設

i	乳幼児から高齢者まで気軽に利用できる	vii	乳幼児対象のプログラムの実施
ii	水泳と水中歩行の区分けがされている	viii	高齢者対象のプログラムの実施
iii	スポーツと健康増進が両立している	ix	障がい者や妊婦が積極的に利用できる
iv	誰もが平等に利用し、にぎわい施設となっている。	x	プール用の車いすの常設
v	障がい者対象のクラスの設置	xi	4世代が利用可能なプール・温浴施設

④ 淡路島のスイミングスクールで唯一、障がい児・障がい者クラスの設置

私たちが運営する「ゆとりっくスイミングスクール」では、淡路島で唯一心や身体にハンディキャップのある、障がい児・障がい者を対象としたクラスを「健康クラス」として2クラス設置しています。

障がい児・障がい者の方をただ受け入れるだけではなく、指導者研修やミーティングを定期的実施し、受け入れるための体制とシステムづくりを整えています。

本施設はあらゆる垣根をなくし、誰もが平等・公平にスポーツや運動ができる環境づくりを目指します。(図-34)

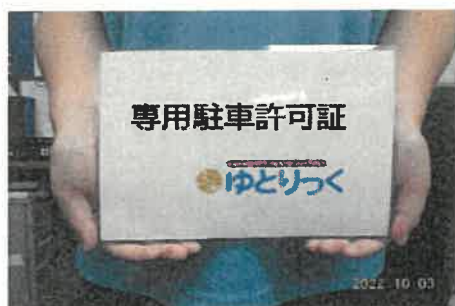


図-33：駐車許可証



図-34：障がい者対象クラスイメージ

(2) 施設利用者の増加への具体的な取組み

1) 利用者増加を目的としたプロモーション計画

① 多世代が交流できる施設の演出

乳幼児から高齢者、障がい者まで多世代が運動できる施設機能を最大限に活用して

各ライフステージに合わせた自主事業の充実を図り利用の幅を拡大させます。

(図-35)



図-35：ライフステージに合わせた自主事業

② メディアを中心としたチャンネルの活用

だれでも気軽に立ち寄れる「健康づくりの拠点」としての役割を果たすべく、積極的なプロモーション活動で情報発信を図ります。(表-21)

表-21：情報発信のチャンネル

		教室 案内	施設 案内	大会 情報	イベ ント	利用 状況
メディア	ホームページ	○	○	○	○	○
	メール	○	○		○	
	観光情報誌		○			
	シーブ情報誌	○	○		○	
	ポスター・チラシ	○	○		○	
施設	受付カウンター	○	○	○	○	○
	施設看板	○	○	○	○	○
	情報掲示板	○	○	○	○	○
	市内公共施設		○		○	

i ホームページの運営

最新情報をよりスムーズに更新できるシステムを構築し、常に施設の情報を発信します。

ii 様々な情報発信の活用

施設を積極的に利用してもらうためには、細やかな情報発信が必要不可欠です。周辺施設への印刷物の配布や、利用者が持つ端末へダイレクトに情報を伝えるシステムを構築しています。

iii SNSの有効利用

ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用して、利用者や施設を利用したことのない人たちへの情報発信、意見の抽出を行います。(図-36)



また、イベント情報や、突発的な臨時休館のお知らせなどをリアルタイムで伝え、施設と利用者との情報の共有を行います。



図-36：SNSの活用

iv 効率的なチラシ配布

新聞折り込みやポスター、リーフレットを中心とした印刷物を発行します。施設利用者の年齢や住所、会員の方の入会動機などの情報をデータ化し、ターゲットを的確に絞り込んだ集客を行っています。(図-37)

データ分析によって、反響の高い地域や年齢層なども特定できるため、少ないコストでより効果的なチラシ配布が可能となります。



図-37：チラシの配布

v 情報提供体制の充実

施設情報をはじめ、スポーツや健康に関わる知識や情報の得られる書籍コーナーや、データ情報をPOPにて利用者に紹介提供します。(図-38)



図-38：情報誌

vi 広報誌の活用

市の各種情報をはじめとし、様々な情報を提供している広報誌への掲載を活用させていただきます。広報は市の各庁舎、公共施設に置いてあるほか、市内全戸に配布される為、市民が最も目にすることが多い媒体です。そこに本施設の情報を掲載することで、健康や運動の大切さを促す啓発の役割も果たします。

vii 幼稚園指導へのプール提供

本市「子育てゆめるん課」からの要請で近隣幼稚園の水泳指導をしています。園児たちへの指導だけではなく、保育士の皆さんへの「指導の指導」も取り入れています。

この事業は地域貢献だけではなく、施設を体験した子どもたちから口コミで保護者などへ広まることから、新規利用者を開拓する策としても大いに役立ちます。

(3) 利用者の意見、要望等の把握の方法

1) 利用者からの声を施設マネジメントへ活用

① ホームページからの意見

ホームページから教室やプログラムの問合せなど様々な意見を受付けています。日頃から感じていることやアイデアを頂いたり、また、厳しい意見を頂いたりするこ

ともありますが、貴重な意見として受け止め施設運営に活かしています。

② 連絡ノートを活用

各ポストに「連絡ノート」を用意し、利用者からの要望や意見ならびに気づいたことを記録して残し、是正すべき件については是正し、その結果を必ずレビューして次の計画に活かします。(PDCA) (図-39)

また、連絡ノートの内容を各ポストの研修材料として取り上げ、接客などにも生かしています。



図-39：連絡ノート

③ アンケートの実施

水泳教室で年に2回実施しているスイミング参観日や、スタジオプログラムのイベント時、入会体験会終了後にアンケートを実施しています。教室の雰囲気やコーチ、インストラクターの対応から要望等までをアンケート項目として意見を伺っています。

また、入会申込書にも簡単なアンケートを設け、施設を知ったメディア（媒体）、入会のきっかけや目的を記入して頂き、集客のための貴重な情報としています。

(図-40)

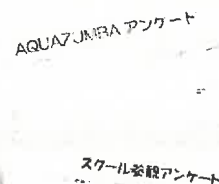


図-40：アンケート

④ 施設マネジメントへの活用

利用者からの「声」として集められた情報は業務責任者が、データ化分析し、必要に応じて予防及び是正を実行し、改善することで良好な施設マネジメントを可能とします。予見される事故やトラブルを防止する「予防措置報告書」と実際に発生した事案に関する報告として「不適合報告書」を作成します。これらの報告書は再発防止策と事後経過を記入し、ISO9001に則った書式としています。

(4) 利用者の苦情等への対処方法

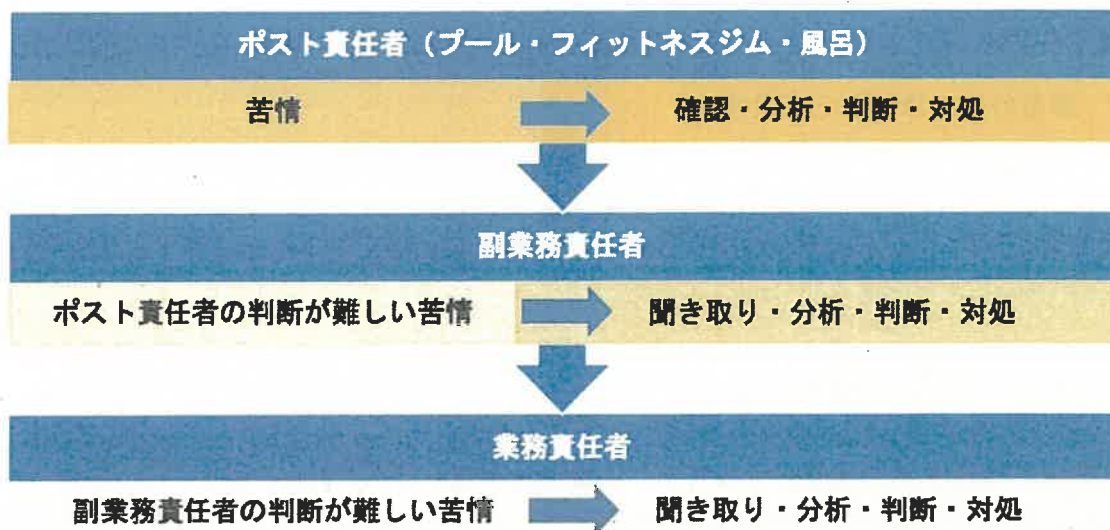
1) 苦情処理の対応系統

本施設は、プール・フィットネスジム・お風呂を併設しているため、苦情や要望の内容が多岐にわたります。そこで、各ポストに経験豊富で業務を熟知した責任者を配置し、苦情処理を行います。

各ポストの責任者は、苦情の内容を確認・分析・判断して対応にあたります。もし

対応しきれないと判断した件については、副業務責任者へ、更に業務責任者へと上げ対応しています。(図-41)

図-41：苦情処理系統図



2) 苦情対応の判断基準

ホームページやメールなどの各メディア（媒体）からの苦情や、各ポスト現場での苦情があった場合、ポスト責任者は担当者から内容を確認し、相手が「何を言いたいのか」「何をして欲しいのか」また、その内容が是正すべきものであるのか、是正の必要がないものであるのかを分析して**公共性**や**実現性**などを基準に判断します。

3) 苦情後の是正処置と予防処置

苦情が発生した場合は、是正する・しないに関わらず必ず**是正処置文書**を作成し原因の究明を行い、同様の問題が起こらないように原因の除去や対策を講じます。

必要に応じて、是正処置報告文書を市に提出します。

また、業務遂行の過程で、苦情の要因となる事項を発見した場合は**予防処置文書**を作成し、全従業員に周知することで未然に苦情発生を回避できるよう対応します。

(5) 地域、関係機関、NPO、ボランティア団体等との協働・連携

1) 南あわじ市との連携

「総合計画」の内容を施設マネジメントに取り入れた事業運営を行う弊社は、基本計画内にある取り組みの中で、本施設が担う役割を商工観光課と協議し、運営の方向性を共有し、報告・助言のもと健全な運営を行います。

2) 商工会登録

本施設は南あわじ市内で事業を行うものとして、南あわじ市商工会に入会しています。事業者同士の情報の共有や市場の動き、地域の情報を収集するなど、施設運営に役立てています。

3) 南あわじ水泳協会との連携

本施設の副業務責任者が「**南あわじ水泳協会**」理事長を務めております。

南あわじ市水泳協会と連携して、市内で競技水泳をする子どもたちだけではなく、健康増進を目的に水泳を楽しむ子どもから中高年まで、幅広い人たちに喜ばれる各種競技会やイベントを積極的に提案します。

4) 南あわじ市更生保護女性会

法務省主唱の南あわじ市更生保護女性会に協賛し、本施設が実施する自主事業によって、同会が進める地域の次世代を担う青少年の健全育成と地域の子育て支援に協力・貢献します。(図-42)



図-42：イメージ

5) 南あわじ市共同募金委員会

本年も10月1日から3月31日まで「赤い羽根共同募金」運動が全国一斉に始まり、本市においても共同募金は子どもの事故防止や青少年の健全育成のために広く活用されています。

本施設では「寄付」はもちろんのこと、**西淡中学生**が作成した「**共同募金箱**」(図-43)を受付前に設置して募金活動のお手伝いをしています。



図-43：共同募金箱

(6) 施設及びスタッフの効用の最大化に関すること

1) にぎわい施設へ向けた取り組み・・・施設の効用

プールをはじめ、フィットネスジム・温浴施設と複合的な運動施設としての機能を最大限に発揮します。幅広い利用対象の方々へ開かれた**集いの場・交流の場**として愛される運営を心がけます。

乳幼児から高齢者、障がい者まで、個々のライフスタイルやライフステージに合わせ、従来の施設の利用概念や機能にとらわれない**新しいレクリエーション機能**を発揮・充実させることで、今まで運動やスポーツへ参加されなかった人々の好奇心を刺激し参加を促します。

① プールでの取り組み・・・施設の効用

プールの持つ機能を最大限に活かして、乳幼児から障がい者、高齢者まで、各ライフステージに合わせた利用が可能です。冷え込む冬場においてもプールの水温を常に一定に保つように管理し、幼児や高齢者など低体力者にも優しい施設を実現します。

i 一般利用者への対応・・・施設の効用

一般利用者が利用しやすい公共施設としての役割を果たし、いつでも気軽に利用できる環境を整えることで施設の利便性を高めます。また、教室開催時でも一般利用者に常に一定のコースを開放し、「**施設の使いやすさ**」を実現します。

ii スイミング教室の運営・・・スタッフの効用

指導経験豊かで**(公)日本体育協会 公認スポーツ指導者資格を持つ指導員**が対象者に合わせたカリキュラムに沿って、わかりやすく丁寧に指導します。(表-22)

表-22：各教室内容

A 親子スイミング教室
親子のスキンシップが図れることや、子育ての情報交換など保護者どうしのコミュニケーションの場を提供し、共有します。
B 幼児・ジュニアスイミング教室
集団指導で社会性を養い、水泳を通して自分の課題を見つけ、積極的に取り組む自主性を育みます。
C 成人スイミング教室
初心者からマスタース水泳を目指すスイマーまでが参加できるクラスのほか、機能改善や転倒予防を目的としたクラスを実施します。
D 障がい者水泳教室
知的（心）や肢体（身体）に障がい（ハンディキャップ）を持った方を対象にしたスイミング教室を開講し、幅広く受け入れる体制づくりをします。

② フィットネスジムでの取り組み

i 多様なニーズに対応・・・スタッフの効用

「健康のためにトレーニングをしたい」「身体を動かすことに不安がある」「ダイエットしたい」など、利用者の方のニーズは様々です。

従業員は全てのニーズに対応し、気軽に始められるトレーニング処方を紹介し、継続したサポートを行います。(図-44)



図-44：トレーニング処方

ii 指導体制の充実・・・スタッフの効用

利用者には個別の要望にも的確に応じる体制を構築し、指導体制の充実を図っています。また、従業員の研修とミーティングを積極的に行うことで、指導技術の向上につなげます。(図-45)



図-45：トレーニング指導（イメージ）

③ スタジオプログラムの充実

i 多彩なプログラム・・・スタッフの効用

ストレッチ系をはじめとしてダンス系レッスンからヨガまで、多彩なプログラムを実施しています。現在、スタジオプログラムは主に外注インストラクターが実施していますが、今後は社員従業員による初心者の方でも参加しやすいプログラムであるショートレッスンの増加も図ります。

(図-46)



図-46：スタジオレッスン

④ 温浴施設での取り組み

i 快適さの創出・・・施設の効用、スタッフの効用

毎日の日課として、または観光として来館される方、全ての利用者の方に「**ありがとう**」の言葉をかけていただけるように接客指導などのソフト面、清掃・温度管理などのハード面の両面での「**気持ち良さ**」「**快適さ**」を創出します。

ii イベントの実施・・・スタッフの効用

季節ごとのイベントや毎月26日を「**お風呂の日**」と設定し、会員の方にプチプレゼントの進呈を、一般利用の方には**利用料半額**にて利用いただいています。イベントをきっかけとして、利用者と従業員のコミュニケーションを図り、施設の継続利用につなげます。

(7) 上記以外で特別に記載する事項

1) 利用環境の整備

弊社は平成 20 年に指定管理者として南あわじ市から選定され、本年で 3 期目の最終年度を迎えています。

平成 26 年度から現代表が管理責任者の職に就き、9 年目となります。平成 25 年度終了時にはスイミング会員とレギュラー会員の総数が **575 名** に落ち込んでおりましたが、ソフト面、ハード面の両面において利用環境の整備に着手し順調に利用者数及び会員数を増やして令和元年には **847 名** となりました。

令和 2 年からの「**コロナ禍**」によって利用者数及び会員数は落ちましたが、これまでの運営ノウハウによって立て直しを図ります。

① ソフト面の整備

ジムスタジオにおける**スタジオプログラムレッスン**は若年層、中高年層を問わず参加者が多く常に賑わっています。

ここ最近では「ヨガ」の人气が高く、特に仕事、子育てを終えた中高年の方のレッスン参加が多くあります。定員を設けているレッスンに参加するために施設のオープンと同時に行列を作って並ぶレッスンもあります。

利用者のニーズに応えるために、バランスを崩すことのないようヨガレッスンの増設を実施しています。スタジオレッスンの相乗効果もあり、プール・フィットネスジム・お風呂はにぎわい施設として多くの利用者が来館されています。

② ハード面の整備

利用者が「快適に利用できる環境」に焦点をあて、清掃の徹底、快適な空調管理、プールサイドや風呂の危険因子の除去など、施設ハード面の整備を行います。

2) 新型コロナウイルス感染予防対策

「**With コロナ**」「**コロナとの共存**」を実現していく中で、利用者が安心して来館しスポーツライフを楽しめるよう感染予防対策は引き続き万全を期します。

市の対策を理解・実施し、またスポーツ庁の「**社会体育施設再開に向けた感染拡大予防ガイドライン**」及び「**ひょうごスタイル**」を引き続き推進していきます。また、ジムの有酸素系**トレーニングマシン・スタジオ**は飛沫感染を防ぐために**ビニールシート**で区画し、スイミング教室の体操室は更衣室の密回避を目的に開放しています。(図 47)



図-47：ビニールシートでの区画

IV 組織体制、人員配置等

(1) 組織体制、人材の確保に関する具体策（採用計画等）

1) 組織体制

① 各ポスト責任者の配置

安全性を最重要テーマとした従業員配置を行い、ムダのない効率的な運営が行えるように「業務責任者」ならびに「副業務責任者」および「ポスト責任者」を配置します。（図-48）

実務実績の豊かな社員従業員の中から全体を統括する「業務責任者」を選任し、迅速かつ柔軟な意思決定を可能とします。

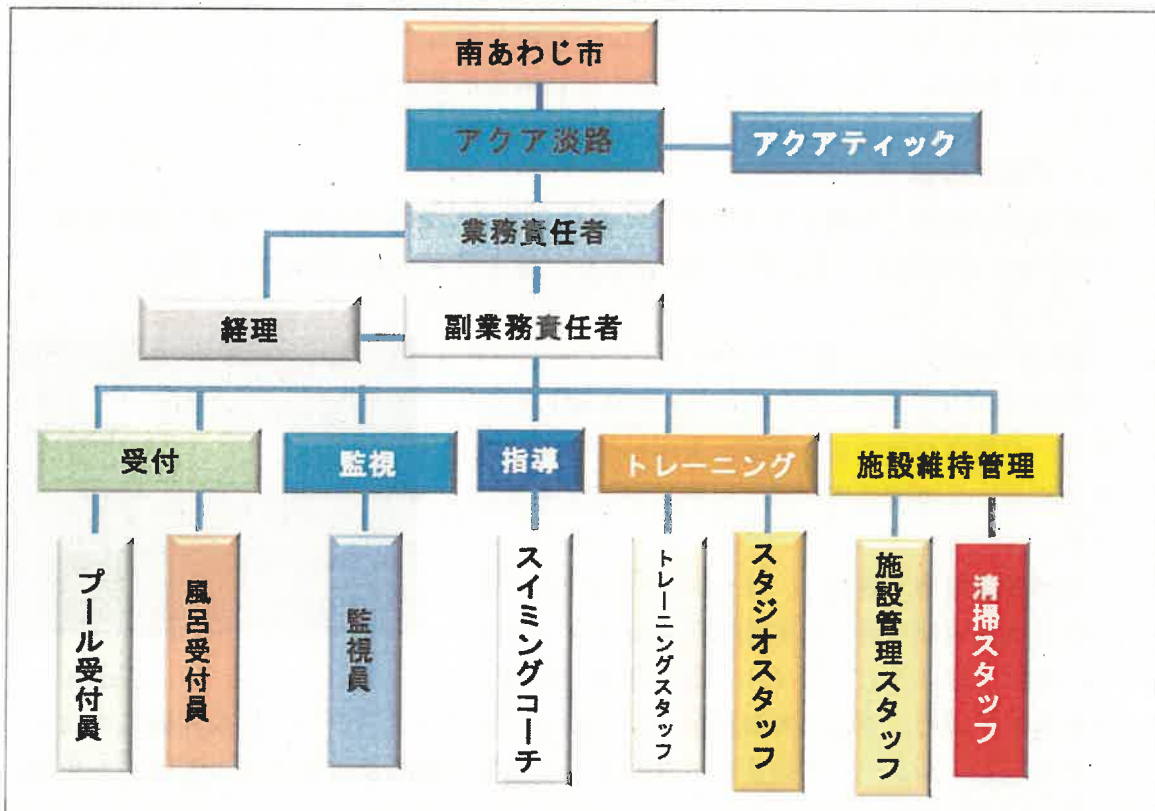
② 各責任者の役割

業務責任者ならびに副業務責任者は、市との連絡窓口、運営管理の統括・対応を行います。また各ポスト責任者には水泳をはじめとした各業務に精通した経験豊かな者を配置し、温浴施設を含む受付・プール監視・トレーニング・施設巡回点検・自主事業の実施を行います。指揮命令系統と責任体制を明確にし、業務の効率化を図ります。

③ サポート体制の充実

コンサルティング契約を結ぶアクアティックへの報告会を毎月開催し、サポート体制を整えます。

図-48：施設管理体制 組織図



2) 人材の確保に関する具体策（採用計画等）

① 従業員が楽しいから利用者也楽しい。

私たちは、管理運営にあたって「おもてなしの心」を大切に運営にあたっています。

利用者から「ありがとう」の言葉をいただき、「ありがとう」の気持ちを込めて挨拶をする。そういった日々の利用者とのやりとりや、良い関係が働きがいにつながり従業員の定着につながると考えています。

また求人においても、それが企業イメージとなり、より多くの人の応募につながり、弊社が求める人材の確保が可能になると考えています。

② シニア層の積極的な採用

総合計画、基本計画の中で、南あわじ市の課題として、「超高齢化社会の克服」があげられています。本施設に於いてもシニア層の積極的な採用を実行し、シニアの方々の多種多様な活躍の場を創出し、シニア層の方の更なる仕事の場、活躍の場づくりに貢献します。

本施設では現在、社員、パートを含む34名の従業員が勤務しています。

従業員の年齢構成を見てみると、(表-27)

表-27：(従業員の年齢構成)

中間層にボリュームがあり、若年層から高年齢層までのバランスの取れた構成となっています。

そのなかでも、一旦、定年退職された後に、自身の生きがいづくりや社会貢献を目的に、新たに職に就いている65歳以上の従業員が全従業員の約32%在籍しています。

また、本施設が運営しているスイミングスクールに在籍していた子どもたちが、社員従業員、パート従業員を含めて5名在籍し働いています。

基本計画の中の南あわじ市を魅力ある「ふるさと」とする「移住・定住の促進」へ今後も貢献します。

弊社は、障がいを持った方、シニア層の方、またトライアルウィークやインターシップなどの職場体験を経て地域貢献を目指す若い世代まで、南あわじ市が進める誰もが活躍できる社会を目指すという観点に沿った採用計画を実行します。

年齢区分	在籍人数
18～19 歳	1 名
20～29 歳	5 名
30～39 歳	3 名
40～49 歳	8 名
50～59 歳	6 名
60～69 歳	7 名
70～79 歳	4 名

(2) 職員の配置計画 (表-28)

1) 最適な人材配置

安全性を最重要テーマとした従業員配置を行うにあたり、配置の前に業務における

「量」と「質」の可視化（見える化）を行います。

専門性や特性などにより業務を細分化し、業務分担表に基づいた**人員配置の最適**を図ることで、それぞれの業務内容の把握とムダのない効率的な運営を行います。

表-28：職員の配置計画

役職	担当業務内容	資格等		雇用形態等
業務責任者	施設全般 運営管理	プール衛生管理者 防火管理者	水泳教師 応急手当普及員	正社員
副業務責任者	施設全般	基礎水泳指導員 防火管理者	応急手当普及員	正社員
受付責任者	各種事務 運営管理	基礎水泳指導員	応急手当普及員	正社員
監視責任者	プール 運営管理	基礎水泳指導員	応急手当普及員	正社員
指導責任者	指導業務 運営管理	基礎水泳指導員	応急手当普及員	正社員
トレーニング 責任者	フィットネス ジム運営管理	基礎水泳指導員	応急手当普及員	正社員
施設管理 責任者	施設全般 設備管理	防火管理者	応急手当普及員	正社員
トレーニング 業務	トレーニング 運営補助	内部研修修了者		パート アルバイト
プール業務	プール監視	内部研修修了者		パート アルバイト
受付業務	各種事務	内部研修修了者		パート アルバイト
清掃員	館内および 施設清掃	内部研修修了者		パート アルバイト
施設管理	施設管理 維持・管理	内部研修修了者		パート アルバイト

(3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

1) 人材育成方針

快適なサービス提供の実践を目的に、**業務能力の向上を目的とした研修**の他、**個人**

情報保護や、セキュリティ・人権・ハラスメントに関する研修も取り入れた人材育成を行います。(表-29)

社員従業員は社員対象に実施する研修会への参加を義務付け、運営・指導技術を習得していきます。

また、社内研修のほか、コンサルティング契約を結ぶアクアティック開催の研修会に積極的に参加し、幅広い知識習得・能力向上を図ります。

今後も、常にサービス向上の意識を持つ従業員育成に取り組んでいきます。

2) 職員研修計画

表-29：研修計画一覧表

種類	回数	予定月	対象者	内容
社員研修	年1回	11月	社員従業員	日常業務研修 クレーム処理に関する研修 ハラスメント研修 人権研修
心肺蘇生 応急手当 防犯・防災	年2回	6月 12月	全従業員	AEDを使用した心肺蘇生法 応急手当 防犯、防災、緊急時対応 避難経路・避難誘導
セキュリティ研修	年1回	1月	社員従業員	セキュリティに関する研修
個人情報保護研修	年1回	2月	社員従業員	個人情報保護の研修
施設管理	年2回	4月 11月	社員従業員	施設維持管理
セクション別研修	年2回	7月 2月	担当社員 担当従業員	受付業務研修 監視業務研修 施設管理業務研修 指導業務研修 接客マナー研修
外部研修	年1回 以上	通年	全従業員	資格の取得・更新 従業員能力向上研修

(4) 人員確保にかかる地元雇用について

1) 地域財産の育成

① 地元雇用

人員確保は地元雇用を優先し、地域活性化の一助とします。弊社はこれまでも市

内在住者を多数、社員で採用するとともに、パート従業員についても積極的に市内・地元雇用を進め、地域経済活性化に貢献しています。

また、地域の健康づくりを担う施設の一員として、技術を有した人材を長期間に渡り育成しています。

② 職場体験による地元人材育成

小学校の社会見学、中学校の職場体験（トライやるウィーク）、インターシップによる地元出身の学生の受け入れなどにより、**将来につながる地元の人材育成**に貢献します。本施設において体験し、培った能力を活かし南あわじ市で活躍できる場をつくり人材の創出にもつなげます。（図-49）

本年は**西淡中学校**の他、**三原中学校**からも要請があり4名の生徒の受け入れをしました。学校からの距離はあるものの南淡中学校や広田中学校からも要請があれば積極的に協力します。



図-49：トライやるウィーク

③ 吉備国際大学との連携

南あわじ市と連携協力の関係を結んでいる吉備国際大学（南あわじ志知キャンパス）と連携を取り、学生のアルバイト雇用や、そこから育ってきた人材の社員雇用なども含め、本大学との連携・協力態勢を取っています。

現在、受付従業員・スイミングコーチとして**3名の吉備国際大学生が勤務**しています。

④ シルバー人材センターとの連携

定年を過ぎ、シルバー人材センターに登録している地元のシルバーの方の採用を行っているほか、簡易な植栽・剪定はシルバー人材センターに依頼しています。

2) 地元雇用率

現在、本施設における従業員34名のうち28名が南あわじ市在住で、**地元雇用率は約82%**になります。

今後も地域活性化につながる地元雇用を優先した採用を実行します。

(5) その他施設を安定して管理運営を実施するための人力的な手法等

1) 有資格者の配置

プール・フィットネスジム・お風呂の3施設を管理運営する本施設の特性を考慮し、業務を遂行する従業員はしかなるべき資格を保持していることで、業務が専門的かつ効率的に遂行可能となります。

弊社では本施設に従事する従業員に下記の資格を有する者を配置します。(表-30)

① 業務責任者の実績

業務責任者は「**防火管理者資格**」「**プール衛生管理者資格**」「**水泳教師**」「**応急手当普及員**」の資格保持者であり、プール運営に20年以上、温浴施設運営に5年以上携わっている者を配置します。

② 社員従業員の資格取得

運営にあたる社員従業員全員が、「**基礎水泳指導員資格**」または「**水泳教師資格**」「**応急手当普及員資格**」または「**水上安全法救助員資格**」を取得しています。

また、障がい者スポーツの普及においても積極的に努めています。障がい者の指導には、コンサルティング契約を結ぶアクアティックの障がい者スポーツ指導員資格を有する社員の指導のもとカリキュラムを作成し、指導にあたっています。

③ パート従業員の安全教育

パート従業員についても、普通救命講習会等により全員が心肺蘇生法の技術を習得します。年2回、本施設に常勤している応急手当普及員による普通救命講習会を開催し、従業員の安全教育を実施しています。

資格名称	対象	目的
プール衛生管理者 防火管理者 水泳教師 応急手当普及員	業務責任者	安全な施設管理運営の実現
スポーツ指導員(水泳) 水泳教師	全社員	専門的な水泳指導の実施
応急手当普及員 水上安全法救助員	全社員	緊急事故発生時の対応 普通救命講習会の開催
普通救命講習修了者	全従業員 (パート含む)	緊急事故発生時の対応

表-30：資格一覧表

V 安全管理への取組み

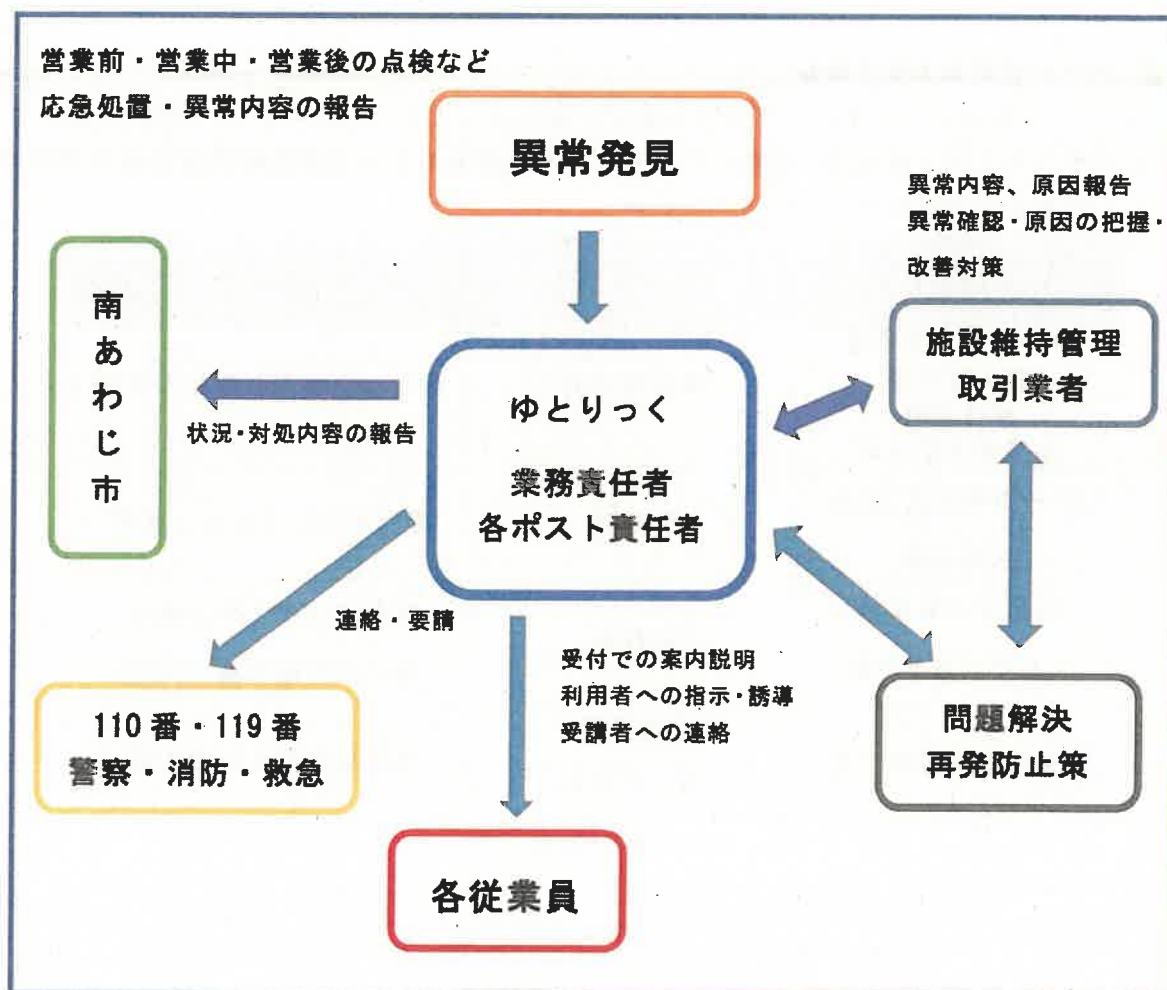
(1) 施設・設備にかかる安全管理への取組み

1) 災害を未然に防ぐ方策と災害発生時の対応

事故・災害等を未然にふせぐため、事故等を早期に発見できる監視体制や、営業前・中・後の点検を入念に行い異常内容があれば速やかに報告します。また犯罪防止として利用者の入退室をしっかりとチェックできる受付体制を確保します。

そして事故・災害が発生した場合の対策としては、人や設備の被害を最小限にとどめることが重要と考え、救護や応急処置が迅速に行えるよう、下図のようにフローチャートに基づいた基本行動を日頃から訓練します。(図-50)

さらに、市、医療機関、消防署、警察署などといった関係機関へ直ちに連絡できるように緊急時連絡先を受付に明示します。



(2) 災害や事故の防止への取組み

1) 防災対策

日常的に施設・設備の安全対策を講じた施設管理を行います。

また、防災・災害対策においてもマニュアルを用いて緊急時の連絡体制及び各従業員の役割分担を確認の上、**年2回の研修（全従業員対象）**を実施します。

① 被害を最小限に食い止める対応策

ハザードマップ（避難経路図）の掲示や、非常灯や消火器の定期点検及び防火管理者（在籍2名）による消火器の使用方法等を含めた防災研修などを実施し、火災や地震時の被害を最小限に食い止める体制を整えます。

② 各種訓練の実施

救急・避難・防災・防犯訓練を定期的の実施します。

日頃の訓練により、事故発生の際にも迅速・的確に利用者の安全確保を第一に臨機応変に行動できる人材を育成します。

（図-51）



図-51：救助救急法研修

③ 救急体制

清掃スタッフを含めた全従業員が**救急救命技術**を習得しています。施設には**AED（自動体外式除細動器）**を設置し、年2回の研修で使用方法を学び、万が一に対応できる体制を整えます。

また、ケガ・急病等があった場合、経過報告から再発防止策を検討のうえ、報告書を作成し南あわじ市に報告するとともに、全従業員に周知することを徹底します。

（図-52）



図-52：AEDの設置

④ フローチャートの作成

緊急時に従業員があわてることなく、適切に対応できるよう各業務エリアには緊急対処マニュアルとともに様々なケースを想定したフローチャートを完備しています。（図-53）

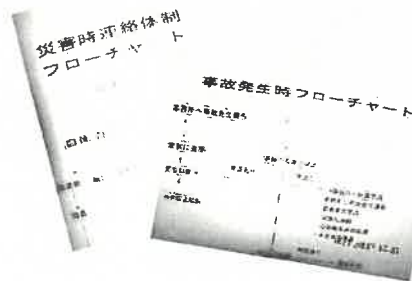


図-53：フローチャート

（3）犯罪の防止への取組み

1) 防犯対策

プール・フィットネスジム、お風呂の受付では、全ての来館者と挨拶を交わし、不審人物のチェックを行います。また従業員が定期的に施設内を巡回するとともに日頃より警察との連携を密にし、防犯対策に取り組めます。

営業時間外は警備会社による機械警備となりますが、不法侵入や各警報が発報された際には警備会社からの連絡を受け、警備職員と従業員が施設へ駆けつけ対応します。

- ① 営業時間中は受付で施設入退館者を確認します。
- ② 営業時間中から営業時間外まで 24 時間防犯監視カメラを録画しています。(図 54)
- ③ 更衣室内へは従業員による定期巡回を行います。
- ④ 警察署に対して、定期巡回や不審者情報の提供など協力を要請しています。

2) 警備業務

施設の安全と財産の保護を図るため、犯罪の予防対策として警備業務を実施します。(表-31)



図-54：防犯カメラ

表-31：警備業務一覧表

業務	業務項目	業務詳細
警備業務	施設警備	・施設内を巡回し不審者の進入防止や設備の破損、不良個所の発見と、連絡及び対応を行います。 ・出入口及び各部屋の施錠・開錠を確認し、進入を防止します。 ・不審物や非常口付近の放置物などを取り除き、非常時の安全確保に努めます。 ・事故、犯罪、災害等発生時および、急病などの異常発見時の的確な初期対応に努めます。
	遠隔監視	・夜間は警備会社による遠隔監視業務を実施しています。侵入だけではなく、施設異常・機械異常についても発報するシステムを採用しています。
	非常時・緊急対応	・研修で実施するマニュアルに従い対処します。 ・警察・消防など関係者への早急な通報や応援要請を行います。 ・火災、大規模災害などの緊急事態発生時には、消防計画に従い、施設利用者の安全確保を最優先に考え行動します。

(4) 緊急時の対応

1) 警報発令時の対応

気象情報により、南あわじ市に大雨洪水警報・暴風警報が発令された際、スイミング教室は休校し、営業については先ず**利用者及び従業員の安全**を確保することを基準に最善策をとります。



図-55：ICTシステム(メール連絡網)

ICTシステムを取り入れた**メール連絡網**(図-55)にて臨時休館のお知らせをします。

- ・警報解除後、安全性に問題がないと判断した場合、再開の運営体制を整えます。
- ・交通状況や二次災害の危険性がある場合は、再開を見合わせます。
- ・周辺道路などの状況が悪化した場合休館とします。

2) 自然災害等緊急時の対応

① 施設におけるハード面の地震防災対策・対応(表-32)

表-32：ハード面の対策

備品等の対策	ロッカーをはじめ、機器及び大型設備の固定
窓ガラス等の対策	亀裂や破損個所の状態点検と補強
屋外対策	屋根(瓦)の状態点検及び危険個所の点検と補修
	外壁、柵の剥離・亀裂の状態点検と補修
	水銀灯等の落下防止、植栽等の倒壊の補強・除去等
災害後の対策	二次被害や施設が長期使用不可能の場合の対応策検討

② 施設におけるソフト面の地震防災対策・対応(表-33)

表-33：ソフト面の対策

非常事態時の対応と緊急連絡体制	人の救助を第一に、安全確保や被害拡大防止に努め、消防署、警察署をはじめ、市、医療機関と密に連絡を取り、最新の情報を常に把握し、事態の収拾に努めます。
従業員及び施設利用者の防災知識の向上	施設の点検や役割の分担、研修会参加等により、従業員の防災知識の向上を図ります。また、利用者も含めた災害訓練を計画し、災害発生時の関心を高めます。

(5) 上記以外で特別に記載する事項

1) 台風および巨大地震への備え

本年は海面水温の上昇により台風の発生回数が過去 2 番目に多い年となっています。台風発生時の対応だけではなく、台風のための施設の被害や影響を速やかに貴市へ報告しています。

台風等の災害だけではなく、政府の地震調査委員会では「南海トラフ巨大地震」の 30 年以内の発生確率は 70%~80%とされています。巨大地震を想定した、有事の際のハザードマップや避難経路の確認、および避難訓練を全従業員と利用客にも呼び掛けて計画開催します。

利用者の安全を第一に、機械・設備などのハード面への影響も想定し誰がどう動くのかを明確にし、訓練を重ねて予防することで、被害を最小限に留められるよう準備をします。

2) 自己保全目的の着衣泳実施

着衣泳を夏場にのみ実施しているスイミングクラブや小学校があります。これは、水に入る機会が増える夏前に実施して、水の事故から身を守ることを目的としています。

2011 年 3 月、三陸沖でマグニチュード 9.0 の東日本大地震がありました。震度 7 の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴う大地震でありました。

夏場の水難事故だけではなく、地震等の災害はいつ何時発生してもおかしくありません。

そこで本施設では、着衣泳を水に触れる機会が増える夏場だけではなく、1 年を通してスイミング教室のプログラムの中に組み入れ実施します。

そして、いつでも起こりうる災害時に、自分の身を守る自己保身の技術や知識を身につけ、水難事故や災害に対する意識の啓発を行います。

現在、本市と進めている学校水泳の指導の中でも着衣泳の実施を提案いたします。

VI 施設・設備の維持管理

(1) 施設・設備の管理体制

1) 長寿化を考慮した管理体制

① 設備、機器の重要度、特性の整理と最適保全

効率的な施設管理を実現するために、維持管理業者の定期メンテナンスに於いて、設備の構成を整理し、各部品が故障した際の設備機能への影響度を評価します。設備の性能を引き出す最適な使用方法や劣化対策の助言により、機器の特性に応じた最適保全方法を選定することで施設を**長寿命化**します。

② 計画的な修繕計画

弊社、**副業務責任者**は本施設の開設当初から現在に至るまで、長年にわたって施設管理に携わってきました。本施設における設備・機械の修繕予測に関する状況は誰よりも熟知しています。

私たちは今後、長期間にわたって施設を維持していく中で、設備・備品の長寿命化を図り、**市にかかる財政負担を少しでも軽減**し、利用者に喜ばれる快適な施設運営を継続していきたいと考えています。

③ 予防保全を考慮した管理計画

各設備及び備品等の耐用年数を考慮し、予防保全・メンテナンス・修理を計画的に行います。また「**年間修繕計画**」「**5か年修繕計画**」を作成し、常に安全な施設が保てるよう、市と協議のうえ早期に修繕することで営業に支障をきたすことのないよう努め、修繕費の削減につなげます。

④ 充実した備品管理（フィットネスマシン メンテナンス）

日常的なメンテナンス以外の定期メンテナンスや故障時の対応については、長年取引のあるメンテナンス業者に直ちに依頼し、連携した管理により**リスクを最小限**にとどめ、快適な利用環境に努めます。特にランニングシン等は人気が高く、素早い修理を利用者から評価されるとともに喜ばれています。（図-56）

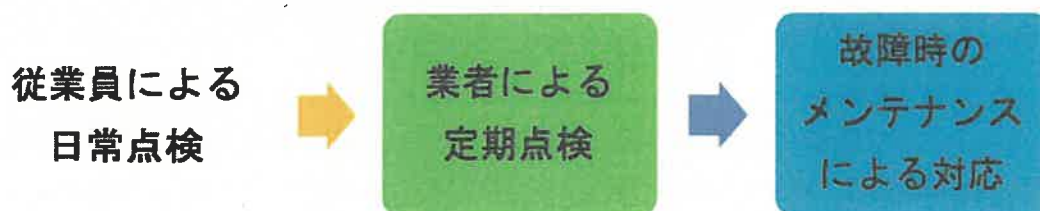


図-56：連携したメンテナンスの流れ

(2) 施設設備の適切な維持管理への取組み

1) 維持管理の基本的な考え方

健康づくりを目的とした施設として、施設の利用者に安全で快適な環境を提供するため施設維持管理業務を計画的かつ適切に実施します。

① 日常管理の取組み

i 日常点検により、適切な管理の遂行

関連機関の指導のもと、関連法令・規則を誠実に遵守し清潔で安全な利用環境を確保します。施設管理担当者による日常の点検の中で設備機器にメンテナンスが必要な場合は、速やかに駆け付けられる**市内維持管理業者**に対応依頼することで安定した運営の実現を図ります。

ii 維持管理業務の実施

維持管理業務は法令・規則を遵守し適切な管理を実施します。(表-34)

表-34 : 日常維持管理業務

i	日常清掃	iv	修繕の実施
ii	プール・風呂水質等測定	v	植栽管理、雑草等の除去
iii	空調温度管理	vi	駐車場の清掃・管理

iii 備品管理

従業員が PDCA サイクルを徹底して、日報のチェックや施設の巡回などの日常チェックを行い、維持管理業者による定期メンテナンスと併せた**ダブルチェック**で備品の安全化、長寿命化を確保しています。

② 衛生管理

i 水質管理

プール衛生管理者(2名在籍)のもと従業員がマニュアルを把握しチェックシートを用いた日常チェックにより衛生管理に取り組んでいます。

厚生労働省が定めるプール水質基準値を厳守徹底し、基準値を外れた場合は、速やかにポスト責任者に報告して原因を探り対応しています。

プール水は毎月取水し関連機関に提出して水質検査を受け、お風呂については年2回**レジオネラ菌群他の検査**を受け、衛生管理に努めています。

ii ウイルス対策

ウイルス性感染症・伝染病の事態が発生した場合、また発生の可能性が出た場合は市の対策を理解・実施し、感染リスクを低減させるため、予防や被害拡大防止に努めます。

(3) 効率的な維持管理を実施するための考え方(経費の縮減)

1) 水光熱費削減に向けた取組み

① 水光熱の管理意識の向上

令和3年11月より「電気料金」「ガス料金」の大幅な値上げがあり、**水光熱費削減**の意識を今まで以上に高く持ち、施設における水光熱の利用状況を毎日測定し比較分析します。水光熱に関する設備・機器を無駄なく運転することで最適化を行い、大幅なコスト削減につなげます。

さらに、水光熱の使用量表や水光熱費の比較などを用いて、全従業員に水光熱費削減の取組みの方向性を常に共有し「**コスト意識**」を高めます。

② 水道料の削減策

○法令基準をもとに水質を考慮しながら、プール・お風呂の換水、濾過機の逆洗浄等の回数を調整します。

○利用者に節水の呼びかけとともに、シャワー等の水洗器具を節水仕様に変更しています。

③ 電気量の削減策

○**デマンド計を導入**し、最大電力を制御することで電気料金を節約しています。(図-57)

○季節や気温、天候に応じて設備の運転時間を調整します。

○空調は使用する時間帯を考慮し、不要な時間帯は停止するようタイマー管理します。

○電気製品の待機電力のチェック等で電力消費を抑えます。

○照明のLED化及び**カーボンニュートラル**の観点から「**太陽光発電**」による電気料金削減を検討します。



図-57：デマンド計

④ ガス使用量の削減策

○季節に応じた設備運転スケジュールを細かく設定管理することで、効率良く快適な施設環境をつくります。

○冬期におけるプール・お風呂は外気の影響もあり、エネルギー消費が大きくなります。そこで、営業時間外を中心にプールおよびお風呂全体に**保温シート**をかけています。さらに、プールにおいてはガラス面に**放熱防止シート**を貼ることで室温低下と水温低下を防ぎます。

○季節による昇温時間等を計測し、設備の運転停止をタイマー管理し、無駄な稼働を抑えます。

(4) 外部委託にかかる市内発注の考え方

1) 地元還元施設として

地元産業の振興という観点から外部委託については、**市内発注を先ず優先**に考え実行

しています。

「人＝地域雇用」の促進だけではなく、「もの＝市内発注」についても地域貢献を目的に地域密着型の施設運営を実施し地域の活性化に貢献します。

2) 利用者サービスの優先

市内発注を優先にする理由としては、地元産業の振興という考え方だけではなくフットワークの軽さ・迅速性があげられます。

設備や備品の故障等は、使用中止から臨時休館にまで発展するケースがあり、利用者へのサービス低下につながります。

利用者に快適に施設を利用していただくためにも迅速性に勝る市内発注を優先します。

3) コストの削減

市外発注・島外発注の場合、遠方からの運搬費用や出張費用が別途かかってきます。コストの削減を理由として市内発注を優先します。

4) その他

会員募集のための新聞折り込みチラシや「ゆとりっくロゴ」作成等については、島外業者に一部外注しています。デザインやキャッチコピーにおいては、見る人を引き付けるものが多いのが理由です。(図-58)

しかしながら、市内業者にもデザインやキャッチの要望を詳しく伝えることで、こちらの望むものに近づいてきていると評価しています。現在、「三宮高速バス乗り場」や「淡路サービスエリア(下り)」のポスター、リーフレットについては市内業者に発注依頼しています。(図-59)



図-58：ゆとりっくロゴ



図-59：高速バスポスター

(5) 上記以外で特別に記載する事項

1) SDGS への取組

弊社は持続可能な社会実現に向け、SDGS の則った取組みを行います。

業務分野	取組み	SDGS
スイミング トレーニング	・快適な運動空間の提供 ・ジェンダー平等の促進 ・次世代の教育振興	  
事務	・IT、ICTの活用 ・人手不足の対応 ・ペーパーレスの推進	  
監視	・利用者の安全確保 ・清潔な室内空間の提供 ・安定した水質管理	 
維持管理 清掃	・施設設備の調整 ・再生可能な分別の推進 ・エネルギー効率の良い製品の採用	 
施設全般	・地元雇用の推進 ・台風・災害への備え ・購入委託先の評価	  

図-60：SDGS への取組み

2) ゆとりつくを知り尽くした維持管理

本施設は平成7年の開設以来現在まで、27年が経過しています。そのため施設の設備・機械につきましては、経年劣化によるほころびは勿論の事、設備・機械それぞれの仕様書・説明書にはない設備・機械独特の「くせ」が出てきます。

私たちはそのくせを知り尽くしていることから、機械の軽微な変化や機械音で異常や故障を早期に発見することができます。そして大事に至る前に維持管理会社に報告して修繕を施すことで、利用者に迷惑をかけることなく、安定した施設運営を可能にしています。設備・機械の異常を早期発見・早期修繕を施すことでコスト削減にもつながります。

また、私たちだけではなく、電気・設備・機械関係それぞれの分野で本施設を把握している地元の維持管理業者との良好な関係により、有事には日曜・祝日に関わらず駆け付けていただいています。今後も良好な関係を構築継続し、協力して施設の安定した運営を行います。

Ⅶ 自主事業に関する事項

1) おもてなしの心のこもった自主事業

- ① 各種教室では、誰もが安心できる指導を行い、プールやお風呂、フィットネスジムでは公共施設としての使命を果たします。そして、乳幼児から高齢者、障がいをお

持ちの方にいたるまで、誰もが信頼できる自主事業の実施を目指します。

- ② 子どもの体力向上から高齢者の**フレイル予防**まで目的・体力に見合ったプログラムを提供します。
- ③ 親子の触れ合い、青少年の心身の育成、生活習慣病の予防、人生100年時代「**健康100年**」を目的に**健康寿命の伸長**など、さまざまな目標、目的に合わせて全ての人の生活の質が向上するよう働きかけます。

2) 自主事業実施の考え方

全ての人が安心して受講できるプログラムを用意し、各ライフステージに合わせた魅力ある教室運営や自主事業の実現を目指します。(図-61)

図-61：ライフステージに合わせた自主事業

ライフステージ (運動の役割)	スイミング プログラム	スタジオ・プール プログラム	その他
 幼児 発育の促進			
 小学生 健全な心身の発育			
 中学生 競技力向上	幼児 小学生 中学生	ヨガ キレイ★ヨガ ボクシングex 水中歩行	体験教室・着衣泳 スイミング教室参観 ゆとりつく夏キャンプ 水泳大会・選手合宿
 成人 健康増進			
 高齢者 体力維持	成人 高齢者	ズンバ 太極拳 姿勢コレテ アクアズンバ	

VIII 申請者の経営基盤

(1) 財務諸表等による経営分析

1) 自己資本比率・・・(令和2年4月1日～令和3年3月31日)・・・①

$$\text{自己資本比率(\%)} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

(純資産比率)

$$\frac{10,998,030}{13,699,044} \times 100 = 0\%$$

自己資本比率・・・(令和3年4月1日～令和4年3月31日)・・・②
 自己資本比率(%) = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$
 (純資産比率)

$$\frac{15,625,178}{7,523,685} \times 100 = 0\%$$

平成26年現体制になり経営の立て直しを図り、3年目の平成28年度に黒字転換し、以降令和元年(平成31年)まで黒字で進捗しておりました。

ところが令和2年「新型コロナウイルス感染拡大」があり同年4月には緊急事態宣言が発令され、本施設は休業要請対象施設となり兵庫県の要請により営業自体がストップしました。更に原油価格及び電気料金の過去に経験したことのない高騰もあり運営コストが上がりました。これまでの累積赤字解消目前の出来事でありました。

しかしながら本年より「コロナとの共存」「with コロナ」の風潮が高まり、利用者数は前年比109%にまで回復いたしました。本年10月には月会費の値上げも実施し増収を図っています。更にこれまでのノウハウを以て再度の経営立て直しを図ります。

2) 総資本回転率(回)・・・(令和2年4月1日～令和3年3月31日)・・・①

$$\text{総資本回転率(回)} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本}} = \frac{75,745,072}{13,699,044} = 5.53 \text{ 回}$$

総資本回転率(回)・・・(令和3年4月1日～令和4年3月31日)・・・②

$$\text{総資本回転率(回)} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本}} = \frac{78,843,702}{7,523,685} = 10.48 \text{ 回}$$

土地・建物が自己所有でないため、売上に対して総資本が低く、回転率が高くなっています。

3) 売上高対経常利益率・・・(令和2年4月1日～令和3年3月31日)・・・①

$$\text{売上高対経常利益率(\%)} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100 = \frac{\Delta 8,001,368}{75,745,072} \times 100 = 0\%$$

売上高対経常利益率・・・(令和3年4月1日～令和4年3月31日)・・・②

$$\text{売上高対経常利益率（％）} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\frac{\Delta 4,553,923}{78,843,702} \times 100 = 0\%$$

コロナ禍前は**売上高対経常利益率**の弊社目標を **8%**に置き平成 28 年度の同数字は **7.54%**と目標に近い数字となりました。

令和 2 年度からの赤字の原因は①コロナ禍による減収②水光熱費の高騰と明白です。売上増と経費削減を実行し、再度上記数字を目標と出来るようまずは黒字化を図り経営の安定化を図りたいと考えています。

（２）金融機関や出資者からの支援体制

平成 26 年現体制がスタートした際に事業運営資金として、金融機関及び出資者から、合計 17,000 千円の融資を受けました。

事業の見直しを図り金融機関からの借入れ額は令和元年 5 月完済いたしました。しかしながら令和 2 年 4 月「**新型コロナウイルス感染拡大**」があり、この影響により金融機関より「新型コロナウイルス感染症対策資金」として 30,000 千円の融資を受け残額 24,750 千円となっています。（表 35）

メインバンク、他金融機関とのこれまでの関係構築によって支援体制は整っていると考えています。

これまでの運営ノウハウを生かし再度の立て直しを図ります。

表 35-：借入れ状況

（千円）

融 資 元	新型コロナ感染症 対応資金 SN4 号	新型コロナウイルス 感染症対策資金
融 資 額	20,000	10,000
残高(令和 4 年 10 月現在)	15,170	9,580

（３）上記以外で特別に記載する事項

1) 法人の将来性

平成20年、南あわじ市から指定管理者として選定されてからの経営状況は、右肩下がりを推移していました。

前述の通り平成26年に代表（ゆとりっく管理責任者）の交代で現体制に代わった後、2年の赤字年度を経て3年目で黒字転換いたしました。その一番の要因は、**会員数の飛**

躍的な伸びがあげられます。

コロナ禍によって令和2年、令和3年と会員数を含む利用者数は減りましたが、本年に入り政府が「コロナとの共存」「withコロナ」の方針を打ち出し、利用者数は前年比109%となってきています。

現管理責任者は、ゆとりっく開設当初に本施設にて勤務し、平成20年から6年間は「兵庫県尼崎スポーツの森スポレスト」にて、マネージャーとして施設マネジメントに携わってまいりました。利用者のニーズを読んだでの会員獲得には自信を持ちます。

コロナ禍による停滞期から脱却し、飛躍期から安定期へ。令和5年からの4年間は飛躍期～安定期となるよう計画を立て施設運営を実行します。

2) 法人（施設）の印象、雰囲気

弊社は本市の同様施設（スイミングプール、温浴施設）の中で、唯一**南あわじ市に籍を置く法人**であります。京阪神や淡路島他市の企業ではなく**地元企業**です。

利用者の多くは地元の方々ですが、土曜日・日曜日・祝日は淡路島外からも多くの観光客が来館しています。地元の方のためだけの施設という雰囲気はなく、特に温浴施設は「うずしお温泉」の根強いファンがたくさんいます。

地元優先の採用計画によって従業員と利用者の距離も近く、自然と会話も弾みます。従業員は、近すぎず遠すぎずの利用者との距離を守りながら、利用者と接しています。

更に高齢者の積極採用によって、下は18歳から上は74歳まで年齢幅は広いものの、中間層にボリュームを持ち、外注のスタジオインストラクター7名を含めた、ゆとりっくスタッフ40名は、「従業員が楽しいから利用者も楽しい」をモットーに和気あいあいの雰囲気で楽しく働いています。

2年のコロナ禍によって自粛していた利用者も戻りつつあり、プール、フィットネスジム、お風呂の3施設を併設する複合施設としての強みを生かし、多くの利用者が来館し**にぎわい施設**となるよう従業員一同がんばって参ります。

IX 個人情報及び情報公開に関する事項

（1）個人情報の保護に関する具体的な取組み

1) 条例を遵守した取組み

個人情報保護法や南あわじ市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努め、管理体制を整えます。また、施設利用者に対して個人情報保護方針を公表して運営します。（表-36）

表-36：個人情報管理体制

管理責任者の選出	業務責任者を個人情報に関する管理責任者とし、従業員に対して、または運営システムにおいても個人情報保護条例が遵守されているか定期的に確認を行います。
情報の厳重な管理	利用者からの個人情報は細心の注意を払い施設内で厳重に管理します。また、書類の取り扱いについては施錠のうえ、 人的セキュリティ管理 を徹底します。
アクセス権の設定	教室やスタジオプログラム、イベントなどの参加名簿は年度別に分けて施錠管理し、パソコン内のバックアップデータなどはアクセス権を設定し制限をかけます。
研修会の開催	個人情報の取扱いに関する研修会を開催し、その重要性や守秘義務についての研修を行います。
利用目的の明示	入会申込書や障がい児クラスの調査票など、利用者から個人情報を収集する際は、利用目的を明示し、目的外使用の禁止を利用者へ説明します。また、常に個人情報保護方針は施設内で開示します。

2) 業務内容における対策（表-37）

表-37：情報漏洩防止対策

罰則規定	従業員に対して守秘義務や個人情報保護法の研修実施ともに、違反時の罰則規定を設けます。
守秘義務遂行	利用者の個人情報に関するものの取扱いは、外部委託せずに会社内で管理しますが、外部に提供を必要とする個人情報は情報の漏洩のないよう努めます。
セキュリティ対策	インターネット環境・プロバイダーは信頼性の高いプロバイダーを選択し、ウイルスチェックを常の実施します。

（2）情報公開に関する具体的な取組み

1) 情報公開条例の遵守

南あわじ市情報公開条例に基づき、施設利用状況や収支状況など、施設管理運営についての情報の開示請求があった場合はこれを開示します。

2) 情報開示請求の対応（表-38）

表-38：情報開示請求時の対応

i	情報の開示請求があった場合には、法令に基づき公にすることができない情報や、市の情報開示制度で開示しないものとして列挙されているものを除き、閲覧できるものとします。
ii	不正防止のため、請求者が本人であることを確認できる場合のみ開示します。
iii	公開請求があった場合、個人の識別可能なもの、利益に影響しないものを除いて市と調整を図り公開の手続きを踏みます。
iv	施設の利用許可等の行政手続きについては、南あわじ市行政手続条例に沿った取扱いを行います。
v	指定管理者としての管理運営についてのコンプライアンスについては、法令を遵守するとともに、現場に徹底しています。

(3) 上記以外で特別に記載する事項

1) 現場での個人情報保護に関する事項

① 電話番号の問合せ

施設利用者の間でコミュニティが広がり、「〇〇さんの電話番号を教えて欲しい」という問合せが度々あります。受付では、「個人情報保護のためお伝え出来ません」とお断りしますが、「知っている者同士だから迷惑はかけないから教えて欲しい」などと更に要求してくる方も居られます。

こういった場合、「先方からそちらにお電話するよう伝えます」という対応をしています。小さな油断から大きなトラブルに発展しないよう個人情報の取扱いには慎重

を期します。

② 施設滞在の問合せ

「〇〇が居ると思うから、取り次いで欲しい」と施設滞在に関する問合せがあります。利用者の中には「一人の時間を楽しみたい」という理由で、施設の利用を誰にも伝えずに利用されている方も居られます。

急を要すること以外は、家族・親族であっても、所在の有無をお答えしていません。急を要する場合は、利用者との関係や問合せ者の住所等を確認した上で要件を伺い、利用者に伝えることとしています。

③ 忘れ物(拾得物)の取扱い

携帯電話やスマホ・タブレットなど、個人を判別できる忘れ物については通常の扱いはせず**金庫に保管**しています。

金銭等、拾得物については全て記録し週に1度「**南あわじ警察署**」へ届けています。温浴施設では忘れ物が多く、島外からの来館者の忘れ物の問合せには、郵送にて対応しています。

④ 従業員の個人情報

従業員名簿等は、利用者が把握できる受付周りに掲示しません。また、従業員への電話取次ぎに関しても、利用者への対応と同レベルの対応をしています。

X その他に関する事項

(1) 競技力向上(水泳)に向けた取組み(選手コースワークアウトメニュー添付)

1) 選手コース年間強化スケジュール(表-39)

選手コースでは「**目指せ全国大会!!**」を合言葉に総勢20名の小学生～高校生が競技力向上を目的に練習に取り組んでいます。

種類	回数	実施月	対象	概要
強化合宿	年1回	8月	選手コース	・夏休みに実施 ・2泊3日

				・朝夕2部練習 ・3日で6回のワークアウト
強化練習	年4回	3月 5月 8月 12月	選手コース	・春休み、夏休み、冬休みゴールデンウィークに実施 ・年間30回のワークアウト
大会への参加	年21回	大会開催月	選手コース	・島内大会 5回 ・島外大会 16回 ※令和4年度予定

表-39：年間強化スケジュール

2) 強化に向けた取組み

① 強化合宿

練習量の確保と、通常教室時に実施し難いワークアウトメニューをこなすことを目的に毎年夏休みを利用して1泊2日の強化合宿を行っています。(図-62)

レベル別に班分けし、合宿期間中に6回のワークアウトで合計30kmから50kmを泳ぎます。

また、技術の向上だけではなく、多年齢層が参加して生活を共にすることで、協調性の向上や自主性を育みます。



図-62：合宿練習

② B & G水泳大会の引率

毎年「東京辰巳国際水泳場」で開催されるB & G水泳大会に、本市代表が選抜され参加しています。本大会へは南あわじ市水泳協会理事長である弊社管理副責任者が本市の引率代表として参加しています。

③ 強化練習

春休み、冬休み、ゴールデンウィークに強化練習を行い、1年で30回のワークアウトをこなします。

夏の強化練習では、普段泳げない50mプールを利用することで強化を図っています。(図-63)

以前は本市中学校50m長水路プールを使用させていただいておりましたが、現在は淡路島内に50m長水路プールが無く、コンサルティング契約を結ぶアクアティックの運営事業所である、「兵庫県 尼崎スポーツの森スポレスト」や「奈良県営プールまほろば健康パーク」を使用しての練習を実施します。



図-63：50mプールでの練習

④ 大会参加

全国大会出場と各施設間の選手の交流を目的として、島内開催、島外開催を含め、年間 15～20 回水泳大会に参加しています。(表-40)

全国大会標準記録の突破を目標に、多くの大会に参加することで、各々が泳ぎの矯正点を見出し練習に活かします。

表-40：2022 年大会参加スケジュール

大会日	大会名	会場	水路	対象
5月1日(日)	東播オープン春季水泳競技大会	三木山	短水	日本水泳連盟競技者登録者
5月21日(土)～22日(日)	ジュニアスイマーズミート春季大会	ボーアイ	長水	制限記録突破者
5月28日(土)～5月29日(日)	兵庫県夏季公式記録会	ボーアイ	長水	制限記録突破者
6月5日(日)	淡路島交流水泳大会	サンブール	短水	日本水泳連盟競技者登録者
6月11日(土)～12日(日)	兵庫県選手権水泳競技大会	ボーアイ	長水	制限記録突破者
7月2日(土)～3日(日)	兵庫県JOC夏季大会	尼崎スポーツの森	長水	制限記録突破者
7月10日(日)	兵庫県長水路公式記録会	ボーアイ	長水	制限記録突破者
7月31日(日)	兵庫県JOCチャレンジ夏季短水路記録会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
8月8日(月)～10日(水)	合宿	ゆとりっく		選手コース
8月14日(日)	兵庫県ジュニア長水路水泳競技会	ボーアイ	長水	制限記録突破者
10月23日(日)	明石市室内水泳競技大会	三木山	短水	日本水泳連盟競技者登録者
10月29日(土)～30日(日)	ジュニアスイマーズミート秋季大会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
11月19日(土)～20日(日)	兵庫県秋季公式記録会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
1月8日(土)～9日(日)	兵庫県Jr新春記録会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
1月15日(日)	赤穂室内水泳競技大会	赤穂市民総合体育館	短水	日本水泳連盟競技者登録者
2月5日(日)	東播オープン冬季水泳競技大会	三木山	短水	日本水泳連盟競技者登録者
2月25日(土)～26日(日)	兵庫県JOC春季大会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
3月5日(日)	兵庫県ジュニア短水路水泳競技会	尼崎スポーツの森	短水	制限記録突破者
3月26日(日)予定	淡路室内選手権大会	津名第一プール	短水	選手コース

⑤ 全国大会出場

令和 4 年 3 月 27 日～30 日、令和 4 年 8 月 22～26 日に東京辰巳国際水泳場に於いて開催された全国 JOC ジュニアオリンピック大会に本施設選手コースの松帆小学校 6 年生が基準タイムを突破して出場しました。

(2) 広報活動に関する具体的な取組み

1) メディア(情報媒体)による広報活動

① ホームページ

ホームページを開設し、教室案内やイベントの案内等、施設の最新情報を発信します。(図-64)



図-64：ゆとりっくホームページ

② SNS(ソーシャルネットワークサービス)

SNS を活用して、情報発信の他、施設への関心度や、施設を利用した意見の抽出を行います。(図-65)



③ 観光情報誌

島内、または島外の大手情報誌(まっぷる・るる

ぶ) 図-65: フェイスブック

へ施設の情報を掲載し観光客の新規開拓を図っています。

④ 立て看板の設置

イングランドの丘入口や、夏の海開きに合わせて慶野松原海の家に立て看板を設置し観光客及び淡路島内他市からの集客を図っています。

⑤ ポスター

- i 市内公共施設や宿泊施設へリーフレットを配布し観光客の利用促進を図ります。
- ii 高速バス三宮駅と広告掲示契約を結び、A0版のポスターを掲示しています。
- iii 淡路サービスエリアと広告設置契約を結び、下りサービスエリアにA4チラシを設置しています。

⑥ チラシ

年に2回、新規会員募集のチラシを新聞折込しています。この時、水泳教室とスタジオプログラムの体験イベントを計画し、新規会員の獲得を図ります。(図-66)



図-66: 会員募集チラシ

(3) リスクへの対応

1) 物価変動リスク

管理運営において、物価変動によるリスクとして最も影響の大きいものが「水光熱費」「人件費」です。この物価変動リスクによる影響を最小限に留められるよう、施設を知り尽くし、また、これまで蓄積してきた施設管理知識を最大限に活かして節電・節水に努めリスクの軽減を図ります。人件費においては従業員のスキルアップを図りシフトの効率化に努めます。

2) 金利変動リスク

弊社では運営のための金融機関からの長期借入金がありますが、「新型コロナウイルス感染症対策資金」としての借り入れで金利変動リスクの影響はないと考えています。

3) 需要変動リスク

本施設の運営期間内における需要の下ぶれリスクは弊社が負います。但し、「新型コロナウイルス」等、予測不能な要因によるリスクについては市と協議します。

利用者サービス向上

利用者収入が施設運営に大きな影響を与えるため、常にサービス向上を図り、利用者にとってより良い施設環境づくりを目指します。

4) 制度、法令等変動リスク

管理運営に影響を及ぼす制度、法令等の変更があった場合、そのリスクを最小限に抑えるための対策を講じます。また、それが利用者サービスに影響を及ぼさないよう、必要に応じて市と十分に協議します。

5) 管理運営リスク

施設や設備といったハード面と従業員の配置、運営体制などのソフト面から浮かび上がるリスクを洗い出し、発生頻度とリスクの大きさを評価した上で管理運営に最適な予防処置を行うことでリスク回避に努めます。

6) 施設構造リスク

施設の設備や構造についての日常点検や、休館日に行う定期点検、業者による定期メンテナンスを実施し、早期発見・修繕に努めます。

また、貴市への報告を速やかに行います。

7) 施設損傷リスク

浄化槽の修繕等については、[西淡まちづくり㈱](#)と協議して浄化槽等の状態を共有し、早期の対策・対応を共に模索します。本施設の損傷リスクについては、台風や災害後の施設及び施設周りの損傷の点検・確認を徹底し行います。

8) 損害賠償リスク

賠償が必要となる事例が発生した際は、契約している加入保険会社よりの確に対応します。(表-40)

(表-40：加入保険)

保険名称	保険会社	適応範囲と主な保険内容
施設賠償 責任保険	日本体育施設 協会	対人 1名1億円 1事故3億円

9) 債務不履行リスク

指定管理者として、債務不履行を起こさないよう協定内容をしっかり読み起こして、協定書・仕様書に沿った管理運営を行います。

10) 不可抗力リスク

災害等の場合は、先ず利用者の安全を優先し緊急時対応マニュアルに従い、被害を最小限に抑えます。

11) 施設の利用不能等による利用料金収入の減少

設備・機械の点検を常実施し、施設が利用不能とならないよう早期発見・早期修繕に努めます。弊社帰責事由による利用料金収入の減少は弊社が負い、弊社に帰責事由がなきものについては市と十分協議します。

12) 第三者への賠償

全従業員が安全管理についての意識を高く持ち、有事の対応の仕方について年間研修計画に沿って研修し、第三者への賠償が起こらないよう努めます。万一、賠償責任を問われる事例が発生した場合は**施設賠償責任保険**にて対応します。

13) セキュリティ

営業時間内は人的セキュリティにて、営業時間外は警備会社の機械警備にてセキュリティ管理を行っています。個人情報については施錠により厳重に保管します。

14) 事業終了時の費用

業務終了による撤収費用と原状回復については市と協議して誠実に対応します。

(4) 地域活動への参加、貢献に対する具体的な取組み

1) 慶野松原の松原保護活動の協賛

南あわじ市の観光資産のひとつである、慶野松原の松原保護活動を行っている「**淡路島・慶野松原 根上り隊**」(以下、根上がり隊)の植樹等、松原保護活動に協賛し松の保全・保護に貢献しています。(図-67)

協賛している**根上がり隊**の活動のひとつであった一般募集の「植樹祭」はまとめて植える場所がなくなり、3年前に終了しましたが、現在では**松帆小学校の環境体験学習**や**松帆北・南こども園の卒園記念行事**として松の植樹を行っています。



(図-67：植樹祭)

2) 地域美化活動

本施設の駐車場や周辺施設周り、公道の清掃活動を実施します。施設の立地柄、特に

夏場はキャンプ帰りや海水浴帰りの利用者も多く、ごみの量も増えます。

施設利用者にいつでも気持ち良く来館していただける環境づくりに全従業員が取り組んでいます。

3)「マツとキノコのフィールドワーク」の協賛

本市教育委員会、根上がり隊主催のイベント「マツとキノコのフィールドワーク」に協賛しています。

本イベントは慶野松原でのキノコ狩りと森の博士を招いて慶野松原の散策やキノコの説明やお話しをしていただきます。本イベントに「施設利用チケット」を提供しています。(図-68)



図-68：マツとキノコのフィールドワーク

4) 松帆ふるさと祭りへの協賛

コロナ禍により様々なイベントが中止になる中、「子どもたちに少しでも楽しい思い出を作れば」と、松帆ふるさと祭り実行委員会主催の「松帆ふるさと祭り」が開催されました。

スイミングスクール生には松帆小学校の子どもたちも多く在籍しています。本イベントに協賛金および施設利用チケットを提供しています。(図-69)



図-69：松帆ふるさと祭り

(5) 上記以外で特別に記載する事項

事業提案にあたって

平成20年、指定管理者制度による「ゆとりっく」の管理運営が開始され、弊社は指定管理者として3期15年に渡り施設の管理運営に携わって来ました。15年の間、会員数の減少等もありましたが、平成26年施設責任者の交代に伴い現体制となり他施設にはない特徴、強みを活かした運営を行い経営の立て直しを図り、現在では、年間約14万人の方が利用される地域にとって必要不可欠なにぎわい施設となっています。

令和元年12月に確認された新型コロナウイルスが、瞬く間に感染拡大し令和2年には兵庫県からの休業要請に従い施設の休業を余儀なくされました。更に原油価格及び電気料金の高騰もあり経営は圧迫し、「新型コロナウイルス感染症対策資金」からの借入れも実行しました。

しかしながら、ここにきてようやく社会も「With コロナ」の方向で動き始めコロナを理由に自粛していた利用者も戻り始めました。

弊社は地元企業で、地域住民を中心とした利用者や、設備・機械のトラブル時にはいち早くかけつけて対応していただける地元の維持管理業者との良好な関係を構築しています。

そういった地域の皆さまとの密接な関わりに加えて、これまで、ゆとりっくの運営に携わってきた私たち従業員の「ゆとりっく愛」は他のどの企業にも負けません。

私たちにとって、利用者からかけていただく「いつもありがとう」の言葉は心地よく、従業員のやりがい、働きがいの源となっています。

今後も、ありがとうの言葉をかけ続けていただけるよう、これまで培ってきた経験と知識を存分に活かした施設運営を実行し、今まで以上に地域に愛される施設づくりを目指したいと考え、指定管理者の申請をさせていただきました。

(要項様式7号)

収 支 計 画 書

項目		年度	R 5	R 6	R 7	R 8	合計	備考
収入	指 定 管 理 料		20,000	20,000	20,000	20,000	80,000	
	利 用 料 収 入		19,000	19,000	19,300	19,500	76,800	
	そ の 他		3,000	3,000	3,200	3,200	12,400	
	自 主 事 業 収 入		48,000	48,300	49,000	49,500	194,800	会費収入等
	収 入 合 計		90,000	90,300	91,500	92,200	364,000	
支出	人 件 費		39,000	38,600	38,200	37,800	153,600	
	需用費	消 耗 品 費	3,000	3,000	3,200	3,400	12,600	薬品等
		光 熱 水 費	30,000	29,700	29,400	29,110	118,210	
		修 繕 費	5,000	4,950	4,900	4,850	19,700	
		そ の 他	900	1,000	1,200	1,400	4,500	
	役 務 費		4,700	4,750	4,900	5,000	19,350	支払手数料等
	施設管理費	保 守 点 検	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	水質検査他
		リ ー ス 料	700	700	800	800	3,000	
		使用料・手数料	1,700	1,700	1,700	1,800	6,900	
		そ の 他	2,800	2,800	3,200	3,500	12,300	租税公課等
		自 主 事 業 費	0	100	200	400	700	イベント費等
	支 出 合 計		89,800	89,300	89,700	90,060	358,860	
収 支 差 額			200	1,000	1,800	2,140	5,140	
累 計 収 支 額			200	1,200	3,000	5,140		
【収入増に向けた取組み】 ・利用料収入増 プール・・・SNS等の広告媒体による「プール」「ジム」「温浴施設」を備えた複合施設であることの周知強化。来館数の減る冬場のプール水温、室温の安定化。 風呂・・・うずしお温泉の安定供給。清掃・湯温の徹底管理等。 ・自主事業収入増 会員獲得を目的としたイベントの強化実施。 会員退会防止を目的とした従業員のスキルアップ研修の強化。 【経費縮減に向けた取組み】 ・人件費削減・・・スイミング受持ち人数UPを目的とした指導研修、社員の稼働率UP。 ・水光熱費削減・・・節電目的の動力の効率的なタイマー設定、夏場の空調の効率的なタイマー設定及び設定温度の管理。 ・修繕費削減・・・機械設備の日常点検による故障個所の早期発見、修繕。メンテナンス。 ・消耗品費・・・従業員の節約意識向上の啓発、複数業者へ相みつ取りでの業者の選定。								

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

ゆとりっく指定管理者基本協定書

【案】

令和 年 月 日

南あわじ市

【案】

ゆとりっく指定管理業務に関する基本協定書

南あわじ市（以下「甲」という。）と株式会社アクア淡路（以下「乙」という。）とは、南あわじ市の公の施設である『ゆとりっくクアハウス』及び『ゆとりっくクラブハウス』（以下、「施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第206号、以下「指定管理者条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり基本的な事項について協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基本協定は、南あわじ市温浴施設条例（平成19年南あわじ市条例第37号、以下「温浴施設条例」という。）第12条及び南あわじ市温水プール条例（平成19年南あわじ市条例第38号、以下「温水プール条例」という。）第13条の規定により指定管理者に指定された乙が行う施設の管理業務に関し必要な事項を定める。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、温浴施設条例及び温水プール条例（以下「温水浴施設条例等」という。）

第1条にそれぞれ規定する施設の設置目的に基づき、施設の管理運営を行うことに對し、求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじて協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 この基本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定開始日 指定管理者条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 指定管理料 甲が乙に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 自主事業 第7条に規定した管理業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

- (4) 提案書 施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (5) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 法令 すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。
- (7) 募集要項 ゆとりっく指定管理者募集要項のことをいう。
- (8) 募集要項等 募集要項、ゆとりっく指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (9) 利用料金 施設の利用の対価として乙に支払われる施設の利用料金のことをいう。

（管理物件）

第5条 乙が管理する施設、物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別紙に掲げる財産管理台帳（別紙1）によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第7条 乙が行う業務の範囲は、温浴施設条例第12条及び温水プール条例第13条の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可及び使用の制限に関する業務
- (2) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続きに関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第8条 乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

（管理業務の実施）

第9条 乙は、基本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする。

2 基本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾、食い違い等がある場合は、基本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

（開業準備）

第10条 乙は、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者による実施）

第11条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（施設の改修等）

第12条 施設及び設備機器（以下「施設設備等」という。）の改造、増築、移設及び1件あたり50万円を超える修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、前述する額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 前項以外の修繕については、すべて乙が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、施設の老朽化を鑑み、早急かつ的確に対応を行うこと。

（緊急時の対応）

第13条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙が取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号）の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙又は管理業務の一部又は全部に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第15条 施設の管理において乙が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲が乙に無償で貸与する備品等（以下「Ⅰ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとする。

2 乙は、指定期間中、Ⅰ種備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 Ⅰ種備品等が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は必要に応じて購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失によりⅠ種備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第17条 乙が指定管理料により管理業務実施のため購入又は調達したⅠ種備品以外備品等（以下、「Ⅱ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとする。

2 Ⅱ種備品等が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理料により当該Ⅱ種備品等を購入又は調達するものとする。

3 乙は、前2項及び前条に定めるもののほか、乙の任意により購入又は調達した備品等（以下、「Ⅲ種備品等」という。）は、仕様書に記載するとおりとし、管理業務実施のために供することができるものとする。

(備品台帳による管理)

第18条 乙は、Ⅰ種備品からⅢ種備品の分類ごとに備品台帳を作成し備品の管理を行わ

なければならない。

2 乙は、使用状況を把握するため、年1回以上台帳と備品を突合するものとする。

3 乙は、甲から備品台帳の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

第3章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第20条 乙は、毎年度終了後、管理業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

2 乙は、甲が第36条から第38条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、甲が指定する期日までに当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、毎月終了後、管理業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した月次報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の状況等
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告書又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第21条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的

として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第4章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第22条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に1年間あたり金20,000,000円（4年間合計金80,000,000円、消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

- 2 前項の対価は、乙の請求により毎年4回（4月、7月、10月及び翌年1月）の分割にて支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第23条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第24条 乙は、施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受する。

(利用料金の決定)

第25条 利用料金は、乙が、温水浴施設条例等に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第5章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第26条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第27条 管理業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場

合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第28条 管理業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険又は保険料を支払わなければならない保険は仕様書に規定するとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第29条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第30条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第31条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(連帯保証人)

第32条 乙は、基本協定締結に当たって連帯保証人を立てることとする。連帯保証人は、

乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、乙を支援するとともに、乙の損害賠償金、指定管理料で市が支出した額のうち、執行が確認できない場合、その未執行額等施設の管理運営費用等の支払いを保証するものとする。

- 2 連帯保証人は、前項の内容の履行に必要な資力、能力を有するものとし、甲の承認を得るものとする。なお、甲が不適当と認めるときは、乙はその変更をしなくてはならない。

第6章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、基本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、基本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、基本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第35条 基本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙が指定管理料により購入したⅠ種備品等及びⅡ種備品等については、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) Ⅲ種備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第7章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるもの

とする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があったとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第37条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第32条から第34条の規定は、第36条から第38条の規定により基本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第8章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第41条 乙は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(管理業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第43条 基本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第44条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第45条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことを持って、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第46条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は基本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び連帯保証人がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市長 守本 憲弘

乙 兵庫県南あわじ市湊77番地
株式会社アクア淡路
代表取締役 渡邊 一人

連帯保証人 奈良県生駒市さつき台1丁目503番地23
泉本 憲人

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする

別紙 1 財産管理台帳

区 分	内 容	備 考
土 地	南あわじ市湊字平石 80-3 ほか 13 筆 面積：4,995 m ²	詳細は別紙一覧表のとおり
建 物	プール棟ほか 3 棟、2,341.59 m ²	
工作物	電気設備一式ほか 10 件	
備 品	ゆとりつく指定管理仕様書別表 3 備品台帳のとおり。	

土 地

所 在 地	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考
南あわじ市			(㎡)	
湊字平石	8 1	田	700	
	7 8	田	516	
	7 9 - 1	田	680	
	8 0 - 1	田	689	
	8 0 - 3	用悪水路	15	
	8 0 - 4	用悪水路	13	
	8 1 - 2	用悪水路	15	
	8 1 - 3	用悪水路	15	
	8 2	田	954	
	8 2 - 2	雑種地	38	
	8 2 - 3	用悪水路	17	
	9 6	田	303	
	9 7 - 1	田	200	
	6 8	田	840	
計			4,995	

建 物 一 覧 表

所 在 地	名 所	数 量	延床面積	備 考
		(棟)	(㎡)	
南あわじ市 湊字平石	プール棟	1	1,613.25	
	浴場棟	1	569.30	
	その他	1	120.04	
	サウナ棟	1	39.00	
計		4	2,341.59	

工 作 物 一 覧 表

所 在 地	名 所	数 量	備 考
南あわじ市 湊字平石	電気設備一式 空調換気設備一式 給排水衛生設備一式 浄化槽一式 水風呂冷却装置 電気風呂機械設備／やすらぎ温泉 電気風呂機械設備／すこやか温泉 省電力装置 プール監視カメラ一式 水道使用水量計設備一式 積算電力量計設備一式	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	
計		11 件	